

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

PARK SINAE

『死の教育に関する人間学的研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一三年九月二十五日

審査委員

主査 蔦野 克己

副査 春日井敏之

副査 林 信弘

副査 中川 吉晴

論文内容の要旨

本申請論文は、死を人間存在の根本事実として位置づけ、そうした「死への存在」としての自覚が、人間であることの最も重要な条件として私たちに課せられているとの人間学的認識から出発する。そして、この認識のもとに、私たちが死を抱え込んで生きることの意味と子どもの生にとって死がもたらしうる意味について徹底的な省察に基づく論証が遂行されていくこととなる。さらに、この論証を通じて明らかになった「死への存在」としての人間理解に基づき、現行の「死の教育」をはじめとして、既存の教育理論や実践における人間の死に関する考究や取り組み

の在り方に対して、根本から精緻な吟味と批判的検討が加えられ、それらの考究や取り組みが、生きることの中で直視すべき死をむしろ回避することに意を注いでいるありさまが精密に検証、明察されていく。最後に以上の一連の考究を踏まえ、「死への存在」としての人間学的自覚に貫かれた視点に立ち、生にとって絶対的限界としてある死を不可避的に抱え込んで生きる存在である私たち人間にとって「死の教育」が有する本来的課題と可能性の中心が提示され、論が結ばれる。

論文は、序章、第一章、第二章、第三章、終章という構成から成っている。以下、順を追って各章の内容の要旨を述べる。

まず、序章の第一節、「本論文の問題意識と目的」においては、極めて身近な存在の突然の死に直面した申請者自身の重く深い体験から語り出され、人間として生きることの不可避的な有限性を私たちに顕わならしめる死を直視することの困難さが提示される。そして、その困難さゆえに、私たちがしばしば死の事実から目を逸らし、あたかも永久に死を遠ざけたまま、どこまでもいつまでも生きることの充実や発展を目指し享受できるかのごとく振る舞う現状が精密に剔抉される。それと関連して、人間としての子どもの生に潜在する様々な能力に注目し、原理的にいつて限りなくその発達を援助する営みとしての教育の理論や実践においては、人間の生の絶対的な限界としての死を主題化して論じたり取り扱ったりすることが、永く避けられてきたことも明らかにされる。これらを踏まえ申請者は、しかし人間としての子どももまた紛れもなく「死への存在」であるとし、教育が本来的に、私たちが人間として生きることその根源から全体として捉えるところから出発する営みであるとしうるなら、私たちの生にとっての不可避的で絶対的な限界としての死を自覚することにかかわる問題の探究は、教育がそれに取り組むべき最も重要な本質的課題の一つであると述べる。こうした問題意識に立って、「死へ

の存在」としての自覚をその重要な思想的支柱として、同じく「死への存在」である他者と共に苦しみ寄り合うことを通して、永遠のいのちとしての愛へと互いに目覚めていく「死の教育」の理論的実践的展望を得るといふ本論文の目的が明示される。これを受けて、第二節「本論文の構成」では、この目的を達成するべく、「死と人間」「死と子ども」「死と教育」という三つの章に分けて構成された内容の概要がそれぞれ述べられ、終章において各章での論究を踏まえて、本論文における「死の教育」に関する人間学的研究の核心が総括的に結論づけられることが示される。

第一章「死と人間」では、人間における死の意味が、いくつかの重要なテキストを手がかりに、詳細かつ総合的に吟味検討され、精密な考究に付される。具体的には、第一節では主に聖書における人間の死に関する記述が取り挙げられ、今日の実証科学的な情報の解析とは異なる視点からの「死とは何か」の論じられ方とその意義が検討される。第二節では、まずパスカルのパンセをテキストとして、「死を抱え込んで生きる人間」の絶望と悲惨のありさまが詳述される。そしてその上で、こうした絶望と悲惨の果てに死を直視せざるを得なくなるときに逆説的な仕方であち現れる「死を抱え込む人間」ならではの生の希望を語るパスカル流のキリスト教的人間観の意義が論じられる。第三節では、二節に見た、死の直視という営みを通して私たちの生き方や生の意味が変容していく可能性の具体例が、葬儀に向けて遺体を清め、懇ろに棺に収める納棺夫として日々死と向かい合ってきた青木新門の『納棺夫日記』をテキストとして、細やかに検討される。第四節では、死の直視によってもたらされる他者との新たななかかわりの在り方に焦点づけて考察が進められる。本節で申請者は、死の直視を通じて到達しうる「死すべき存在」としての徹底した自己認識は、この世界における私たちの生に関する根源的な

価値観の転換をもたらし、とりわけこれまで忘れかけていた他者を、同じく「死すべき存在」としてはつきりと見いだし直し、他者への深い労りの心を私たちに呼び覚ますことを、丁寧に論証している。

第二章「死と子ども」では、子どもという存在にとつての死の意味を原理的本質的に考察することが中心課題となる。申請者は、死は専ら大人における人生の問題であつて、子どものそれではないとする今日の私たちの偏見には、教育の世界に限らず根強いものがあるとした上で、死の教育にとつてそうした偏見からの解放が重要であるとの認識のもと、人間とつての子どもという存在の意味を考察し、続いて、子どもにおける死の意味を論じていく。第一節において、まず、子どもに関する社会史的な研究を手がかりに、概念としての「子ども期」が歴史的社会的に作られたものであるとするアリエスらの主張を援用しつつ、死についての心性が「大人」「子ども」に共通する内容を持つことの可能性を論じている。次にアームストロングらのトランスパーソナル心理学におけるスピリチュアルな視点からの子ども研究などに触れながら、子どもたちが死について深く実存的に思索しうることに ついて実例を挙げつつ提示している。第二節では、実際に子どもたちが死をどのように理解しているかという死の概念理解の内容とその概念形成過程に影響を与える要因について先行研究の主要な成果を整理しつつ、批判的に考察している。さらに、具体的現実に死に直面している子どもたちにおける死の理解について、死生学の先駆者ともいえるキューブラー・ロスの研究を手がかりとしつつ精密な検討を進めている。第三節では、親を亡くした子どもたちへのインタビューや親友を亡くした少年における生き方の変容を描いた小説を取り挙げて、子どもたちにおける死別体験と悲嘆の過程の人間学的意味について考察を深めている。第二章を通じて、私たちが人間として生きることとつての最重要課題ともいふべき死は、子どもた

ちの生にとつても変わらず深く深い意味をもつことが論証され、死へとかかわる存在として子どもを理解し直すことの人間学的意義が明らかになったといえる。

第三章は「死と教育」と題される。この章では、死という人間存在の根本事実への直視を、教育の中心課題とするという立場から、従来の教育の理論や実践における死の捉え方や扱い方を超える新たな「死の教育」の理論と実践をめぐる本来的課題と可能性を展望することを通じて、教育そのものの人間学的再定義が試みられる。まず第一節では、第一章、第二章の考察を踏まえて、新たな死の教育を展望するための基本的視点が明らかにされる。それは端的に述べれば、「死の教育」の主眼は、従来の発達観の延長線上に位置づく「よりよく生きるために死の準備をする」ことではなく、死を直視し、死を抱え込んで生きることの自覚の徹底を通じて、同じく「死への存在」として生きる他者の存在を発見し直すとする視点である。第二節では、まず現代における死の教育の理論的出発点や背景について、ドイツやアメリカの現状にも触れつつ、先行研究によりながら適切に整理した上で、如上の視点に立って、現行の死の捉え方の理論的基盤や実践の進め方における問題点が、いくつかの具体的事例に即して、指摘されていく。第三節では、その指摘を踏まえて、本申請論文の立場から構想しうる死の教育の具体像を、癌の発病から亡くなるまで教壇に立ち続けた神奈川県茅ヶ崎市立浜之郷小学校の大瀬敏昭校長の「いのちの授業」と名付けられた実践の検討を通じて提示することを試みている。第四節では、本申請論文の立場にたつ死の教育の実践にとつて、子どもたちに死の思索を促す教材として宗教がもつ可能性について考察が加えられる。申請者は、宗教には死の問題と密接にかかわる人間の本来的な在り方について自覚を深めさせ、「死への存在」である人間がいかに生きていきうるかについての深い省察を提示する力がある

るとし、「死の教育」において、子どもたちが宗教を学ぶことの意味が積極的に位置づけられねばならないことを説得力に満ちた筆致で論証している。

終章において、申請者は、如上の考察を踏まえて、以下のように本論文を結論づける。すなわち、私たちが人間であることの根本条件である「死への存在」の自覚は、それを通じて私たちが生きることの本来的な自己認識へと至るという点で、子どもにおいても変わらず重要である。「死の教育」は、未来に訪れる死に向けてしっかりと準備することによって、穏やかな死を社会的に保証するといったものでは決してない。むしろ、今この瞬間にも穏やかさとは無縁な在り方で子どもたちが抱え込んでいる死の問題に、教師と子どもたちがともに向き合うことによって、人間の弱さ、いのちの儚さといとおしさに改めて気づき、より根源的で全体的な人間理解の次元を生きていくことを目指す営みであり、死の直視を通じて、同じく死を抱え込んでもに生きる他者を、共苦と労りの眼差しのもとに発見し直す営みでもある。

論文審査の結果の要旨

教育人間学の研究としての本申請論文の際だった学術的特質は、人間の生に固有な営みとしての教育の本質を語ろうとする際に焦点づけられる出来事としては、通常最も辺境に位置すると思われる「死」を、人間として生きることの本来的な在り方が須くそこから出来するべき意味の源泉として捉え、「死とは何か」という問題を一貫してその考究の主軸に据えて、論述を展開していることであろう。死は、生きとし生けるものにとつて例外なき絶対的限界としてある。本論文は、そうした絶対的限界としての死を、教育が、私たちが人間として生きることの全体に根底からかかわる営みであろうとするかぎりそれと向き合わねばならないと

いう点で、不可避的の根本問題として、今日における教育の学問的研究の中心に位置づけることを主張する極めて意欲的で挑戦的な労作である。追って示していくように、その問題意識の獨創性、理論的水準の高さ、論理展開の射程の深さなどにおいて、教育学を中心としたこれまでの「死の教育」についての先行諸研究とは期を画する業績といっても過言ではない優れた学問的成果となっている。

申請者は、学校教育の内外で今日私たちが目にし、耳にする既存の教育的人間観の大半が、生きることをその根底から脅かし妨げる暗さや闇として死を忌避し、ひたすら明るさと光を追い求める生の在り方を肯定することに与している現状を批判的に描き出す。その描出の仕方は論理において緻密であり、表現において精細である。また、こうした教育的人間観においては、生きることに目標を持ち、将来における人生に希望と夢を抱き、自身の社会的諸能力の向上や生活上の諸課題の解決に向けて、何事にも前向きに取り組んで行くことを通じて心身ともに健やかに成長するといった子どもの生きる姿が、一般に教育的な働きかけの対象が有する基本的なイメージとして思い描かれることが常である。申請者は、教育的働きかけの対象としてのこのような子どものイメージについても、それと気づかれにくい歪みと偏りが潜んでいることを丁寧に提示してみせる。

申請者によれば、既存の教育的人間観は、明日の社会は今日より進歩し、人類は未来に向けてどこまでも発展し続けるといった、人間と社会の在り方への基本的にナイーブな楽観主義に強い親和性を有する発達観に基づいて、子どもが生い立つことを援助することとしての教育的働きかけの意味の自明性を前提としたものであるといわねばならない。人生における困難や逆境に見舞われても、明るい未来の到来を信じ、目標をあきらめず希望を捨てず、忍耐と努力、創意と工夫によって、それらの

困難や逆境を克服することを通じて、人間としてどこまでも成長を遂げていくという生き方を最も望ましいものとして据えるこのような人間観は、しかしながらまた、学問的な人間理解の在り方の水準としては、しばしば狭く浅く自足自閉してしまうのである。なぜなら、ここには、いのちある存在としての私たちが、そのいのちを享けた瞬間から既に、程なく死すべき存在として、死へと向けて歩み出しているという厳粛な事実が決定的に等閑視されているからである。

これに対して、本論文で申請者は、死を直視することがいかに困難であろうとも、それが私たちの極めて重要な生の課題であり、従ってまた教育の課題でもあること、そして大人のみならず子どももまた日常の中で深く死と出会い死を思索する機会を持っていること、さらに、子どもにとつて本来の意味における人間的成長は、子ども自身が、こうした「死の直視」の問題と全身で向き合う体験を通して成し遂げられるべきものであることを精緻に論証していく。その論証の筋道は、関連する諸テクストの緻密で粘り強い読解と、恐らくは小学校教諭としての自身の経験に深く根ざした子どもの生きていく現実についての細やかで的確な理解に裏付けられており、説得力に富むものである。

論文の本文でもその主要な事例が取りあげて検討され、また資料としてもさらにいくつかの事例が付されているように、確かに一見したところ、近年、死の問題に対する教育的関心は高まりを見せている。主題的副題的を問わず、死の問題を扱う教育の理論的研究や実践は今日その量を増してきている。しかし、申請者は、そうした研究や実践の内実を詳細に分析検討しつつ、基本的にそれらがやがて来るべき死に向けて、その死を可能なかぎり有意義に安らかに迎えるべくできうる限りの準備を整えるための方途として教育を位置づける「死の準備教育」であることを明らかにし、あたかも計画的にそれに備えることができるかのごとく

死を捉えることの根本的な問題点を指摘する。そして「死の教育」に関するこれまでの教育学的研究は、準備教育の視点を超えて、いまここに不断に死を抱え込んで生きる「死への存在」としての人間の本質理解に立ち還って、全面的な再検討が必要であることを主張し、そうした本質理解に基づいた新たな「死の教育」の基本的な視座と展望を提示するのである。この指摘と主張は、今日、一定の関心の高まりと理解の広がりを出す死の教育の理論と実践にとって極めて的確で鋭いものであり、提示された視座と展望は、今後の「死の教育」の理論的実践的深化にとって示唆と刺激に満ちたものである。審査委員は一致して、既存の教育的人間観や「死の教育」の理論と実践におけるこうした生死や子ども生きる姿の捉えられ方に向けられた本論文の考究過程の精密さとの確さ、その考究内容の豊富さと深さ、さらには提示された視座と展望の独創性と有効性が、教育の人間学的研究として本論文が有する学術的意義を抜きんでて高いものにしていくとの見解を得た。

とはいえ、本申請論文には、「死の教育」にかかわる問題について人間学的に徹底した形で考察究明するという目的からして、若干の弱点や疑問点がないわけでない。査読と公開審査を通じて指摘された弱点と疑問点を代表して、以下にそれぞれ一点ずつ書き記す。

弱点として指摘されたのは、「死への存在」としての自覚を一貫して人間理解の中心に据えた考究をすすめる人間学研究として、「死」についてのハイデガーの思想への直接的な言及がないことである。ハイデガーの基礎的存在論を、教育の人間学的研究に全面的に取り入れて考究することとは容易ではないとしても、現代における人間の死をめぐる哲学を中心とした学問的議論にとってハイデガーの思想がもたらした重大な影響に鑑みると、本論文が、私たちが人間として生きていくことを、その根源から全体として問題にする研究であろうとする限り、文献「 *Sein und Zeit*」が挙げられているとはいえ、ハイデガーを参照した論述が明示的な形で現れないことは弱点といわざるを得ない。この点に関して、公開審査において、申請者は本論文の問題意識にとってハイデガーの思想が少なからぬ重要性を持つことは認識していたが、それを論考の構成に整合的に組み込む展望を見出しきれず断念したことを述べ、今後の研究の重要課題となっていると自覚していると述べた。

また疑問点として挙げられたのは、既存の「死の教育」における問題点の指摘を踏まえて提示された本論文の立場に立つ新たな「死の教育」の描かれ方が、その理論的な深さと緻密さに比して、学校を中心とした教育の場における計画的で方法的な実践的指針を示すという点でやや物足りないということである。これに関して、同じく公開審査において、申請者は、死が原理的に予測や計画といった作業と類縁的な「準備する」という姿勢を峻拒する最も根源的な生の事実であるとする本論文の立場を改めて強調し、新たな「死の教育」にとっては、教育における「計画」や「方法」という発想それ自体をも問い直すことが求められると応じた上で、しかし、本論文における「死への存在」としての人間学的自己理解を丁寧に反映した「死の教育」の実践的指針を、子どもたちの生きられた現実即してより具体的に提示していくことが、本研究にとって次なる重要な課題の一つであると述べた。

如上のものを含め指摘された若干の弱点や疑問点は、しかしながら、本申請論文の評価を著しく貶めるものでは決してなく、それらの指摘に対する申請者の応答も総じて審査委員を肯かせるに充分なものであった。

以上の審査内容を総合的に踏まえた上で、審査委員会として全員一致で、申請論文は、その主題設定の学術的意義、問題意識の独創性、構成の体系的性、文献や資料の扱い方の妥当性、論理展開と論旨の一貫性など

のいずれの点においても、極めて高い学術的水準に達しているものであり、博士学位論文として申し分ない学問的価値を有するとの結論を得た。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年十二月九日15時から17時まで、末川記念会館第三会議室で行われた。

申請者は、母国韓国で五年間にわたり小学校教諭として奉職した後、外国人留学生として本学大学院文学研究科人文学専攻教育人間学専修に入学した。入学後は、異国である日本において社会人としての様々な奉仕活動に献身しつつ、博士課程前期課程、後期課程を通じ、「死の教育人間学」という主題をめぐって、今日に至るまで熱心かつ真摯な姿勢で地道に研究活動を進展させてきた。その研究成果は、国際的な学会を含む学会誌への論文掲載や学会発表などによって、着実に積み重ねられてきたところである。

公開審査における審査委員からの質疑に対して、申請者はその意図と内容を精密に理解した上で、先行研究や関連研究にも適宜言及しつつ、終始丁寧に応答し、大学院での研鑽を通して培われたその高い学力と優れた研究力量を鮮やかに明証した。また、外国語の運用能力に関しても、今回の申請論文を含む日本語による論文執筆や学会発表などの研究活動、申請論文中に引用、参照された豊富な英文文献、同じく付された適切な英文要約、さらには公開審査において審査委員との間で一部なされた英語による質疑応答などからして、その卓越性を十二分に伺い知ることができた。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると認める。

和田 崇

『徳永直の創作と理論』

——プロレタリア文学における労働者作家の大衆性——

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 中川 成美

副査 瀧本 和成

副査 尾西 康充

論文内容の要旨

本論文は、プロレタリア作家徳永直について、その代表作「太陽のない街」（『戦旗』、一九二九年六月）の発表から、一九三七年十二月に著者自らがその絶版宣言をして国策文学に加担するまでの経緯を小説や評論を対象として考察したものである。それは戦前期におけるプロレタリア文学運動の多層的な問題を剥出しながら、同時に徳永直の作品が持つ意義を追求するものとなっている。目次は、序章 徳永直文学の再検討、第一章 『太陽のない街』の大衆性と海外伝播、第二章 芸術大衆化とリズム、第三章 転向文学の批判の所在、結章 徳永直の大衆性が示すもの、付録 徳永直著作目録である。

第一章では、労働争議において時には知識人と対立し葛藤する労働者の感情を描き、ロシア文学の受容を経て意識的に労働者大衆の読者を引きつける方法論をもって描かれた『太陽のない街』が、当時のナツプの

芸術大衆化論争における実作への希求の上に登場し、やがて日独の知識人の手を経てヨーロッパへと伝播した過程を明らかにした。『太陽のない街』は、一九二六年一月に起きた共同印刷争議を題材としており、徳永も組合幹部として実際に同争議に参加した。執筆当時はまだ労働者であった徳永は、そのような労働者の実生活に根差した感情と労働争議のダイナミズムを、「読者の基準をインテリにおかずに、労働者」に置き、「読ませる」ことを第一条件」とする創作方法によって描いた。『太陽のない街』には、『メスマンド』と『セメント』という二つのロシア小説の影響が強くみられ、視覚性を意識したテンポのよい文体や、映画的效果を誘発する素早い場面転換で構成されており、労働者大衆の読者が読みやすい工夫がなされている。そして、大衆的人気を博した『太陽のない街』は、千田是也や勝本清一郎といった在欧の知識人との協同によって、海外へも伝播した。同作はまずドイツ語に翻訳され、さらにドイツ語からの重訳によってスペインやロシア、オランダでも出版されていく。ドイツ語への翻訳は、早大独文科出身の千田是也と現地ドイツ人との共訳によってなされ、日本国内に匹敵するほどの売上げを記録し、新聞連載もされるなど現地で高く評価された。また、現代日本のプロレタリア文学を代表し、日本の資本主義社会における労働争議を写実に描写した作品として出版時に紹介された『太陽のない街』は、ジャポニスムに代表されるようなエキゾチックな日本のイメージ、西欧の日本に対する「オリエンタリスト」の眼差しを払拭させる役割も果たした。

第二章では、プロレタリア・リアリズムから唯物弁証法的創作方法へと至るナツプの理論変遷の中で、狭隘化する組織のテーゼに対して徳永がどのような対案を示し、また自らの創作方法を変容させていったのかについて検討している。『太陽のない街』の創作過程で大衆性を強く意識していた徳永は、大衆文学的手法が労働者大衆の読者を獲得する大きな

原動力となることを認識していた。そこで徳永は芸術大衆化に関する論文「プロレタリア文学の一方向」で、ブルジョア大衆文学のファシズムへの動員力を指摘し、彼らの持つ大衆性に労働者や農民が強く引きつけられている現状に対する危機感を示すとともに、そのベクトルを自らの陣営に向けて効用化することを主張した。だが、運動中枢部はこうした方向を「偏向」として斥け、高級芸術を改良した概念としての「大衆」向け作品の創作を目指すことを新しい芸術形式として提示した。そこには中枢部を占める知識左翼人の独善性や權威主義が見え隠れするのだが、一方で、組織へのアンチテーゼを突きつけた徳永にも、オポチュニズムとも取れる理論の曖昧さや弱さがあった。徳永の論文「創作方法上の新転換」は、ナツプ（ゴップ）の指導的文学理論であった唯物弁証法的創作方法を批判したことでも有名であるが、これまで金科玉条として用いられてきたモルプの文学指導理論の機械的運用を批判して、独自のリアリズムの探求をめざすことを宣言した。しかし、結果として徳永は、マキシム・ゴーリキーという社会主義リアリズムのカリスマに自分を重ね合わせることで、転向期の左翼作家としてのポジションを確保したのであった。

ナツプから離反した徳永は、直後においては、小説「島原女」に代表されるような革命理論で捨象される人々に肉薄する優れた作品を描いたが、そのイデオロギー性は徐々にゴーリキー文学を模倣した私小説的な素朴リアリズムの中に霧消してしまい、彼の作品はプロレタリア文学としては弱いものとなっていった。ここには、個人と組織、あるいは労働者と知識人との関係のあり方が教訓的に顕示されている。つまり、ナツプという知識人団体が、徳永の主張した大衆性が持つ可能性を摘んだ一方で、イデオロギーの桎梏から解放された徳永は、もはや熟練した一人の職業作家となった。彼がプロレタリア作家であり続けるためには、組

織体との有機的な結合が必要だったのである。

第三章では、プロレタリア文学運動が廃退し、転向の時期を迎えた徳永が、国家権力による弾圧を前にしてどのような社会批判をなしたのか、また、どのようにして権力の側へコミットしたのかを考察した。一九三七年六月に発表された「八年制」は、当時の国策の一つであった義務教育年限延長案を庶民の視点から批判した小説である。徳永の権力への屈服として象徴的な『太陽のない街』絶版宣言』の半年前に発表されたこともあり、同作ではあからさまな権力批判は描かれていない。しかし、高等小学校への進学が一般化する中、小学校を卒業すると同時に自身を労働力として商品化しなければならぬ少年と、一方で受験地獄にさいなまれる中流以上の家庭の子どもたちを対比的に描いており、階級の再生産構造を映し出している。だが、そのような疎外の構造を明らかにした徳永も、次第に国家のイデオロギーに内包されていく。昭和十年代の徳永は、多数の小説で労働の価値を描いている。物質的対価を求めない労働そのものに潜む精神的価値を主張することは、労働者に革命主体となる根拠を与え、あるいは自身がプロレタリア作家であることを担保する意味で一見有効であるかのように見え、徳永以外にも中本たか子や間宮茂輔などが、いわゆる生産文学と呼ばれる作品群でそれを強調した。しかし、そうした精神的美德が、勤勉な労働者を育成する模範として転用され、全体主義体制における生産力の増強や勤労奉仕の動員へと結果的に奉仕してしまうのだ。同じことは「満州人」表象にも言える。徳永は一九三八年九月から十月にかけて、改造社の特派員として満州の日本人開拓移民村を視察し、『改造』や『大陸』といった同社の雑誌に満州ルポルタージュや小説を発表した。徳永の満州文学では、特にルポルタージュにおいて、開拓民（植民者）である日本人が満州人（被植民者）を差別し、両者を隔てる溝が存在することを頻繁に描いており、満州国

というイミテーションの欺瞞がある程度は示している。また、満州人から疎外される自己の葛藤を描いた小説では、植民地の大衆に根差した文化を尊重することで、精神的な結合を図ろうと試みる。だが、こうした日本人と満州人の溝を埋めようとする意識も、結局のところ、五族協和の論理を補強するものに他ならない。徳永の持つ労働観や大衆意識は、ある意味では一貫していたものの、イデオロギーの垣根をさまよいつつ浮遊していたのである。

結章では、戦前期プロレタリア文学運動の中で労働文学者徳永直の日本文学における位置づけと、日本プロレタリア文学運動の問題点を考えようとしている。徳永の創作や評論を分析して明らかとなったことは、まず、デビュー作『太陽のない街』に、日本文学史全体を通して画期的な創作上の試みや現象が随伴していたことである。労働者が自ら体験した労働争議を長編小説で描き、多数の読者を獲得したのはもちろんのこと、その創作方法上の戦略が、ロシア文学の受容や同時代のモダニズム文学との共時性の中で意識的に実践されていた。また、革命運動における世界的な連帯が、同時に文学の流通にも作用し、イレギュラーな私たち日本の労働者作家を国際作家へと至らしめた。労働者出身である徳永が、自身の出身階級の持つ読書意識やリテラシー、あるいは生活感情を創作実践の際に強く意識していたことを踏まえ、彼のテキストに内在する「大衆性」の問題を考察し、その大衆性は、プロレタリア文学運動を主導した知識人の矛盾を明らかにすると同時に、彼自身が体現したように、あらゆるイデオロギーに転化しうる可能性と脆弱性があることを示された。

徳永の創作や評論を論じることで浮かび上がったこの大衆性は、二つの点で大きな意義を持つ。その一つは、日本の文学史上におけるきわめて稀な労働者作家としての成功例を示したことである。作家として生活

が安定し継続的に創作活動を行い、それによってブルジョワ文壇から読者を奪うことを意識した徳永の大衆性は、日和見主義と批判されながらも、作家として自立的に活動を継続することを可能にした。また、創作方法における大衆読者に対する意識が、彼が晩年まで読者を持ち続けた所以でもある。もう一つの意義は、イデオロギー闘争における大衆の重要な性質を示したことである。徳永は、未組織の労働者や農民を雑誌『キング』に奪われる読者に重ね合せ、大衆が持つ影響力を感じ取り、彼らを教化や啓蒙の対象としてではなく、ただちに動員すべき勢力と捉えた。これは、ハンナ・アーレントが政治的に無感覚な大衆が全体主義の潜在的な原動力となることを指摘したように、大衆性がイデオロギーの性質を問わずに転用可能なものであることを示している。さらに、徳永のテクストは、革命運動の主体として理想化された大衆ではなく、時には愚かで、時には政治に対して怒りも発露する大衆の諸相も描いた。大衆は、多種多様な層が折重なることで構成されており、必ずしも革命の主体となりうる積極面ばかりを持つのではなく、また、無感覚なものとも一元化できないのである。

論文審査の結果の要旨

本学位申請論文は、これまでのプロレタリア文学研究で看過されがちであった徳永直に焦点を当て、その戦前期における作家と文学運動との相互連関を稠密に調査しながら、プロレタリア文学運動の日本文学史上における意義を明らかにしようと試みたものである。戦後から一九六〇年代前後まで日本近代文学研究の主要な一翼を担ったプロレタリア文学研究は、現在殆ど忘れ去られている状況であるが、二〇〇八年ごろから『蟹工船』ブームを背景としたプレカリアートへの注目、プロレタリア文学研究の必要性にも注目させた。「貧困」を社会的対象として浮か

び上がらせる一方に、そうした現象の背景をなす政治的、文化的布置の偏在化は、新しい「貧困」を構造的課題として提示した。労働環境の変化とともに訪れた貧富格差、階級格差は、まさしく昭和初期の写し絵といってもよいほどであり、現在のな問題としてプロレタリア文学研究の新たな課題は呈上されたのである。和田崇氏はプロレタリア文学が組織形態をもって作家の創作態度に深く関与したことに注目して、プロレタリア文学が読者主体として想定した「労働者」出身作家でありながら、研究の蓄積の少ない徳永直を論じることの意義を主張している。この試みは非常に貴重であり、大きな成果を日本近代文学研究につけ加えることとなった。以下、その評価について記す。

先ず、本論文の優れたところは、次の三点に集約できる。一点目は、プロレタリア文学の代表的作家の一人と目されながら、未だ全集すら編纂・刊行されたことのない徳永直の文学に、真正面から挑戦して、戦前期プロレタリア文学における徳永の位置を確定したことである。昭和初期におけるプロレタリア文学の隆盛から弾圧、転向、そして運動の壊滅と、ファシズム期の創作活動の困難までを概括して、折々に教化された運動理論、創作理論との壮絶な戦い、および戦時下における国策協力の強制、あるいは傾斜をたどることによって、徳永を代表とする日本における労働文学、プロレタリア文学の可能性と不可能性を余すところなく描出したことは、高い評価を与えることができる。二点目は、『太陽のない街』の外国語への翻訳、そして普及の実態を詳細に調査して明らかにしたことである。プロレタリア文学がロシア革命以降のマルキシズム文学、コミニズム文学の一環であることは勿論であるが、それは世界大規模の文学環境の出現ということをも意味していたことは忘れ去られがちである。ソ連邦はモルブ（国際革命作家同盟）を組織して全世界への発信をした。文学が政治の教化、啓蒙を果たしていく装置として重要で

あるという認識は世界に共有されていた。第二の赤都・ベルリンで『太陽のない街』が翻訳されるのは、まさにその時期である。世界同時性をもって労働問題は共有されるファクターとしてあったのである。しかしながら、徳永が『太陽のない街』を執筆するときに『メスマインド』と『セメント』という二つのロシア小説から影響を受けていたという分析は初めてのものであり、非常に貴重である。原典からその派生をたどりながら、作品内部に取り込まれていく過程を和田氏は綿密に分析、説得力のある論旨となっている。この時期ロシア文学のみならず世界のプロレタリアの性格を持った作品や、ルナチャルスキー、シクロフスキーなどの芸術理論書が次々と翻訳されていた。徳永がそれらとの連関の中から創作方法を掴み取ってきたことはこれまで指摘されてこなかった。三点目は、プロレタリア文学における政治と文学との関係にとどまらず、ジェンダーやポスト植民地理論から徳永を見据えていく視点があったことである。プロレタリア文学研究は往々にして作家・作品研究に焦点化されがちであるが、和田氏は徳永を通して日本プロレタリア文学が抱え持った問題性から離れることなく、運動体としての側面にも光を充てて、一貫した論述に専心したことは高く評価できる。労働者作家としての徳永直の意義を鮮明にした。

和田氏が本論文で追求する「大衆性」の問題は、こうした歴史的、政治的、文化的変遷の中で変質していくことを倫理的な事項におとしめることなく、プロレタリア文学運動、およびファシズム体制のなかから論理的に考察して、非常に説得力をもった結論を導くことが出来た。それはまた今日的な問題であることを和田氏は十分に理解して、独自の見解を達成している。ただ、本論文の対象期間が戦前期で終わっていることが惜しまれる。出来得れば、戦後の徳永の動向、特に人民文学創刊と新日本文学会批判、またソ連邦視察などまでを視野に入れていったときに

徳永への最終的評価は完成されるのではないかと考えられる。今後の課題として、ますますの研究活動を期待したい。

付録としてつけられた「徳永直著作目録」は徳永研究の第一人者、浦西和彦氏（関西大学名誉教授）の卓越した仕事を受け継ぐものとして評価できる。未だ全集がない作家である徳永の書誌的基礎作業は浦西氏によって先鞭がつけられたが、新資料の発掘を含めて今後、十全なものとなっていくことを和田氏に望みたい。

以上の審査結果を踏まえて本論文は今後新たなプロレタリア文学研究の牽引をなす可能性をもった優れたものであると審査委員一同、評価した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月二十四日（金）午後4時から6時まで、立命館大学末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員は主査・中川成美（本学）、副査・瀧本和成（本学）、尾西康充（三重大学教授）の三名であった。公開審査の質疑応答において申請者の応答は的確であり、また理論的にも破綻なく円滑に進行した。また本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程（日本文学専修）の在学期間中における学会誌を含む多数の論文発表、学会発表などの様々な研究活動、また翻訳等における外国語能力など、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

よって、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

坂部 裕美子

『伝統芸能』のいま

——戦後歌舞伎・落語興行の計量分析から——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 赤間 亮

副査 矢野 桂 司

副査 矢野 環

論文内容の要旨

「古典芸能」「伝統芸能」などと呼称される無形文化は、日本では、現在も商業活動が成立ち、活発に興行されている。これらの興行情報を計量的に分析することで、経験的な見地をもとに議論されてきたこの分野への評価を、客観的化、あるいは可視化することで、伝統芸能の現在や未来を考ようとする論文である。

章立ては序章・終章を含めて、以下の全七章からなる。以下、本論文の要旨を記す。

【序章】まず、「伝統芸能」の内、二〇〇〇年代に入ってから、歌舞伎や落語の興行にかかわるデータベースが作成されたことにより、それを使った数値分析が可能となった前提について説明する。それを活用した分析の結果、二分野に共通する特徴として「演目の大きな偏り」を指摘し、論文全体の大枠を提示する。伝統芸能という同族経営的な興行界の

中で、個人評価に直結する数値データは秘匿性が高いというこの分野の限界を指摘しつつ、本論分の意義について総括的に述べる。

また、分析の対象となる「伝統芸能」の定義を試みる。類縁語である「古典芸能」「民俗芸能」との使用実態や辞書類での定義、さらには、法律や顕彰制度等での条文を調査する。加えて、統計調査における扱いについても触れ、「伝統芸能」の範囲と各種芸能の合致度を定める。なお、本章では、各種伝統芸能の「純粋な鑑賞者」の多寡と、上述の伝統芸能との合致度による位置座標図を提示し、各種伝統芸能それぞれの特性を可視化した。

次に、本論文の研究手法を明示する。興行データベースを使った伝統芸能の興行実態先行研究は、一九八〇年代に行われた歌舞伎学会の調査があるのみとし、この調査では、興行の演目の分類という単一の目的の結果以外には提示できていない弱点を指摘する。それに対し、本論文は、データベース化された興行情報を計量的な手法により数値分析して、演目の偏りの実状や上演状況にまで及んだ検証を行うという。

歌舞伎、落語という二分野の興行データベースを詳細な分析を行ない、さらに類縁性の高い、文楽、長い興行史がありながら「伝統芸能」の範疇に入っていない宝塚歌劇、さらには、形態は大きく異なるがやはり伝統芸能の周縁に位置する相撲との比較も試みるという構成を概観する。

なお、データベースのデータ集計作業については、集計用データとして整備する作業量の膨大さや、データクリーニングや整備の工夫だけでなく、対象とする芸能ごとの固有の様々な問題について紹介している。

【第一章】ここでは、歌舞伎興行の分析を行う。現在の歌舞伎興行の実態について概略したあと、興行データは、日本俳優協会が編集・公開している昭和二十一年(一九四六)から平成十七年(二〇〇五)の公演情報の貸与を受けたもので、そのデータ構造の特徴と本分析のためのデータの

再整備の具体的内容について述べる。本データは興行情報のため、公演数と期間との関係の整備、歌舞伎興行と判断する基準の策定などを行った。その上で、まず戦後の歌舞伎公演の上演回数の変化を関東・関西の公演数を考慮して示し、戦後急速に関西歌舞伎が衰頹したことが、全体として、一九九〇年代から公演数が続伸していることが明らかになった。さらに日本俳優協会データ（二〇〇五年まで）以降の、論者が独自に収集した二〇〇六年から二〇一〇年までの上演データとを比較することで、最近五十年間との比較が、歌舞伎公演の動向の考察に明確に役に立つことにより、時期を細かく区切った分析が効果的な点も指摘している。

また、演目別の上演頻度を集計し、いわゆる三大歌舞伎が圧倒的な頻度を示す点を確認、「忠臣蔵」のみ通し興行が多い点など、それぞれの演目により上演実態に傾向が存在することを明らかにする。また、忠臣蔵は、各段が比較的バランスよく上演されるのに対し、「千本桜」や「菅原」が特定の幕に集中する傾向があること、一方で、これら三大演目の中にあっても上演頻度の少ない幕は、ほとんど上演される機会がないことに注目、その理由について考察している。

第三節では、その次に来る人気演目「勸進帳」について、人気の理由を、論者の観劇経験と一般的な評価を踏まえた作品の特性として七要素を仮説として設定し、その規準を上演頻度の高い二〇〇〇演目に当て嵌め、上演頻度との相関性を数量化した。しかし、この七要素だけでは、明確な関連を読み取ることができず、一般的な作品の評価は上演頻度と相関しないという結果を導き出す。

第四節で検討しているのは、歌舞伎における役の格付けという、数値化の難しい課題である。配役データは、きわめて膨大なデータとなるため、本論考では、上演回数が五十回以上の古典歌舞伎十一演目に絞り、格上と格下の判断のしやすい女形が演じる役について分析する。役者の

年齢や、役者の格付では、受賞歴を使う Ward の最分散法を使い、クラスタ分析を行なってデンドログラムを描き、役の「格」に関する配役のグループ分けに成功した。この手法を用いれば、近年頻発する「格」を飛越えた配役などの例外や動向の変化なども推測する手法の開発も可能であるとの結果を得ている。

第五節では、襲名等、代々芸の継承される傾向の強い歌舞伎の世界において、役者の配役傾向の世代間比較を試みる。歌舞伎では親子で役柄が踏襲される傾向があり、長期の比較が可能な役者四組の親子（十七代目中村勘三郎と十八代目勘三郎ら）について、二つの事象について分析する。一つは、「忠臣蔵」を例にとり、二代にわたる役者がどの年齢で役に就き、ステップアップしていったかを、それぞれの親子について事例をあげ、子世代の方が、十分経験を経ずして格上の役につく傾向を指摘する。また、三六〜四〇歳において親世代と子世代とは、演じた役の数は、親の方が多いという傾向が如実であり、若手世代の経験不足という批判が正しかったことを証明する。

第六節では、上演演目の偏りについて、再演の頻度をみることで一九六五年をピークに再演頻度の高い演目の比率が増え続け、一九九五年においては、ほぼ九二%の演目が、この戦後五回以上の上演を繰り返していることを可視化し、その是非を巡って論じている。

以上、本章は、歌舞伎上演データを活用し、統計解析手法を使い、これまで演目別上演数の集計結果しか存在しなかったこの分野において、初めて広範囲にわたった視点で分析を行ったものであると位置づける。

【第二章】落語の興行について、寄席への出演回数を分析することで考察する。最初に、現在の落語界とその興行の仕組みについて概観する。また、落語の分析に使用したデータは、出演者一覧である「カケブレ」のデジタル画像での提供をうけ、論者自らがテキスト化して作成したもの

である。全体の傾向を見るべく、最初に、落語協会のデータを取り上げ、全出演者の登場回数を数えると、二七五名中に最高で六〇回の演者がいる一方で、一回未満の演者が一三名、ここには現れない全く出演のない会員も一六名おり、予想以上に偏った出演状況にあるとする。また、「色物」の登場頻度は、落語よりも多いが、寄席番組の構成上色物枠の数の割に、演者が少ないからであるとする。

第二節では、これをうけ、登場回数を決定づける要因について分析追求する。一つは、真打昇進以降の経過年数であるが、年功序列の世界にもかかわらず、出演数は経過年数とは相関がほとんどない。しかし、実力によって担当させられる傾向のある「トリ」を取る回数（ならびに中入りの回数）との関連で見ると、相関関係が認められる。ただし、最も「トリ」を取る回数が多かった演者は、登場すれば「トリ」を取るが、それほど寄席に出演する訳ではないことも指摘する。さらに、抜擢昇進との関連を試み、抜擢した時に何人を抜いたかを数値化した抜き数と登場回数は相関関係がないが、抜擢昇進グループか否かによって検証すると、抜擢昇進した演者の方が、出演数の多くなる傾向がはつきり出ており、正月の初席の出演者は、登場回数が多くなるという相関も確認できた。さらには、同時期での複数の寄席への掛け持ち出演回数と登場数は、当然のことながら相関があり、寄席から必要とされる演者の登場回数が多くなるといういわば当たり前の現象が、数値としても確認できるとする。

第三節では、登場回数の時系列比較を行う。しかし、落語の場合、興行上の様々な条件が大きく変化しているの、一つ目の方法としては、一九八五年と二〇〇五年の概況を比較する。結果、二十年後でも顔ぶれに重複する演者が多く、また、二十年後で比較すると「広く浅く」トリをとるようになり、中入りの重みが増していること、掛け持ちが減ったことがわかる。また、二十年後を経ても上位にあり登場数の変化のない

二名、八五年に真打ちになり、〇五年には登場回数が激増している二名、八五年には常連だったが加齢により〇五年は激減している三名、激減しているが必ずトリか中入りをつとめる落語協会会長の小三治の例、二十年を経ても登場数の少ないテレビタレント化した落語家の例を挙げている。これをうけ、長期比較を試み、一九七〇年から二〇一〇年の登場回数をヒストグラム化して示すと、寡占化がより進んでいることが予想できた。これには、落語家の高齢化も一つの理由として挙げられるという。

第四節では、「一門」ごとの登場回数比較を行う。一門は、論者の独自の区分を当てはめ、一門を一〇区分とした上で、生年が一九五〇年以前、一九七〇年以前、それ以降という三世代に分割して分析する。その結果、小さん一門、志ん生一門による寡占状態にあることが判明した。そして、ここに落語協会分裂騒動の理由の一つを見出している。次に一門の世代交代を一門毎にグラフ化し、小さん一門の盤石だけでなく、世代交代への対応の早さも指摘する。

第五節では、歌舞伎が世襲制であるように、近年、親子での襲名が話題になる落語界であるが、親から子への継承は、寄席への登場回数ではどのように現れてくるのか。二十五年間に親子で落語協会に在籍した七組について分析している。結果は、落語では、親から子への委譲はあまりなく、むしろ一門の一番弟子がそれを担う傾向がみとれた。

第六節では、もう一つの協会である落語芸術協会興行との比較を行う。データは、一九八〇年から二〇〇〇年までである。ここでは、厚生経済学で使われる所得格差を示す指標を使用する。芸協の場合、落語協会と比較して、出演者数の変化が二十年間でほとんどなく、より格差が少なく、一致団結した活動にも結び着いている傾向が見て取れる。ここでは、前座の在籍期間についてもふれ、芸協の方が落語協会よりも長い結果となった。ここでは、両協会の弟子入りの状況について分析するが、トリ

をとることの多い師匠を選ぶことが多く、弟子入り段階で弟子をとれる師匠に限られていて、そこに集ることも判明した。なお、調査の過程で、古いカケブレに記録された伝達事項により、落語協会とは異なる、芸協の興行実態について、外部者の進出を許しているという新しい見解を提示する。

まとめでは、落語の「演題」集計の可否、落語界の評価指標としての「香盤」よりもカケブレデータの分析の方が、実態に即していることを明言する。

【第三章】本章では、文楽、宝塚、相撲という他の芸能興行の分析と比較を行う。

第一節の文楽興行の分析では、日本芸術文化振興会(国立劇場)がWEB上で公開している「文化デジタルライブラリー」文楽興行記録を使用し、独自にデータベース化し、演目別の公演回数を分析した。文楽は、歌舞伎と違い、演目の集約化は顕著ではなく、また、上演が一回のみの演目も比較的に少ない点を指摘した。「通し」上演と一幕上演とでの「重みづけ」については、行っておらず、今後の再検討も必要とする。

第二節では宝塚歌劇の分析を行う。宝塚の特徴を指摘した上で、伝統芸能との類似性を踏まえ、その上で演者の在籍期間と演目数について分析する。他の芸能と違い、女性のみ劇団ということ、在籍年数が相対的に短い点が指摘できるが、男役の平均八・九一年、娘役平均八・一二年の数値を提示する。これと男役、娘役それぞれの「トップ就任」という仕組を軸に、新人公演主演、小劇場主任、組替えというトップの「兆し」要素を組込んで分析すると、これらの経験を持つ演者の在籍年数は十年を超え、三要素何れも経験した演者は、六三・二四%がトップ就任している。

上演演目については、「ベルばら」が大差をつけて一位であるが、その

全体に対する比率は低く、新作主体の興行傾向である。再演傾向については、平成以降に目立ち始めるが、これについては、観客層の高齢化と閉塞化についてふれつつ考察し、なお、歴史の中で様々な変貌を続けているとする。

第三節では相撲興行を取り上げる。相撲は、伝統芸能と一面類似性があり、興行案内としての番付が出演者一覧となっていて落語と共通しているとする。一九六一年から二〇一〇年の五十年間にわたる春場所の番付を使い、十両以上の力士について集計し、演劇における演目上演数と同様に比較し、入れ替わりが激しい点を指摘する。現役期間については、一九八一年から二〇〇〇年までの総入門者でみると、二年目までに辞める力士が圧倒的に多く、平均としては、六・一二年となる。また、九年以下の力士は九割が幕下以下であり、関取経験者は、一四・六四年付近の正規分布となる。

以上、第三章については、データ整備が十分ではないため、十分な分析の成果は得られないものの、歌舞伎や落語の興行構造を客観視する上で、参考になる。

【第四章】第三章までのデータ分析を踏まえ、伝統芸能に共通する特性について、まとめている。第一節で、データ集計上からみえる特性として、興行の歴史が長いことが第一点。興行場所・期間が固定的であることが第二点。これによって、広告費用等の節約が大幅に可能となる。さらに、演者の世代交代について、世代の交代システムが出来上って居る点、新規参入や退出が少ない点も上げられるとする。また、演目の集約化や演者のジェンダーについても言及する。第二節では、データ値以外で「伝統芸能」に共通と思われる事項を列挙して参考とし、他の終演芸能を対象とした継続的な分析の必要性を述べる。

【第五章】本章では、データ分析を踏まえ、自らの鑑賞者としての長い経

験をもとに、分析対象としてきた「伝統芸能」の現状について、歌舞伎興行、落語興行のそれぞれに対しての提言である。

【まとめ】最後に、第三章までの統計分析の結果と手法を再分析し、この分野にこうした統計分析を手法として取り入れる研究自体を総括し、今後の可能性について述べる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、戦後から現在にわたる「伝統芸能」の興行を対象に、それらの興行に関わるデータベースを用いて、統計分析の手法を使うことで、興行パターンの一端を明らかにし、それによって伝統芸能を定義づけるものは何かを明らかにしようとした論文である。具体的には、歌舞伎の上演演目、役者、落語の寄席出演の頻度や一門と呼ばれる芸系などによる、興行パターンについて、数量的な実証によって明らかにする。さらには、歌舞伎・落語以外の「伝統芸能」やその周縁的なものとして、文楽、宝塚歌劇団、相撲を取り挙げ、歌舞伎や落語の興行パターンとの類似性を明らかにした。その結果、日本の伝統芸能に固有な興行パターン、少数の演目の繰返し、特定の役者や落語家の突出した出演など、これまで漠然とした認識でしかなかった現象を、計量的に実証することに成功している。

第一に評価されるのは、こうした手法でこの分野の研究に取り組んだ先駆的な論文である点である。分析に使われるデータの整備が未だ進んでおらず、そのデータそのものを準備するために、多大な労力を掛けてきた努力について言及する必要がある。歌舞伎の場合、俳優協会が作成した戦後から現代にわたる興行データの提供を受けることでこの研究が開始されるが、この興行データ自体は、演目や配役を中心とする上演情報のみであり、同一内容演目の異称、役者の襲名による改名など、この

業界特有の慣習があるためおきるデータ上の混乱があり、計量的な分析に耐えられるデータとするためには、伝統芸能に関する深い専門知識が必要となる。さらに、多面的な分析のためには、データへの適切なタグ付けや「重み」付けを行う必要もあり、統計学と芸能史学、ならびに作品分析の上では、日本文学の知識を併せ持つて始めて可能となる研究である点において評価できる。さらに落語の場合、一次資料である「カケブレ」(デジタル画像)のみの提供を受け、この楽屋内で使われる肉筆資料を(解読する)段階からスタートして大量の分析用データを自力作成している。もちろん内容の解読自体に落語の専門知識が必要であるため、かけた労力や時間を考えれば、その努力自体を評価するべきものである。

第一章の歌舞伎について、こうしたデータを駆使し、演目の偏りなどを実際に示した得たことは、伝統芸能の興行記録の新しい分析として評価できるだろう。上述の通り、単純な上演データを様々に改良し、筆者独自の知識を元に、タグ付けを行うことで、複眼的な視点を留意し、立体的に歌舞伎興行を分析することに成功したのである。上演頻度については、上演地域から、上方歌舞伎の衰退と現状、三大歌舞伎とよばれる人気演目の個別上演傾向の抽出、「勸進帳」の一般的作品評価を計量的手法で再検討した場合の妥当性(ただし、本論では、不一致)、さらには、経験知によって常識化している役の「格」から見た役者のランク付けの相関など、著者ならではの視点による分析が繰広げられる。そして、データの標本数としては、不足であるものの、役者の世代間で配役の傾向を見ることで、他芸能とも貫通する継承問題について論じている点も本研究手法の今後の可能性を示唆する。

第二章の落語については、歌舞伎と同様に複数の視点を様々な分析手法を駆使してより興味深い分析になった。特定の演者の突出した寄席へ

の出演状況や、一門の優勢状況などは、論文中で筆者が触れるように、楽屋内においても経験知としてある程度認知されているものであるが、数値をもとに可視化され、その認識にあまりずれがないことが確認されることは、こうした統計的手法の妥当性を示すものである。この分析をもとに、落語協会分裂騒動への新たな考察を導き出した点、また、単に出演数だけでなく、関東の二落語協会や各一門の世代交代の様相も可視化して示した点は、第一章と同様、伝統芸能の将来を考える上で貴重な分析となっている。

一方、第三章は、文楽、宝塚歌劇、相撲とバラエティに富んだ対象を取上げたが、分析するデータ量が不足しており、演目の偏向傾向について、文楽、宝塚それぞれに特有の結果が得られた以外は、一、二章との有機的な繋がりも確保するに至らなかった。

第四章、第五章については、論証方法として、筆者の経験に依拠するところが多く、客観性が十分とは言えないという弱点が認められる。

また、統計的手法をとらない従来の記述的な研究（たとえば歌舞伎学会の「歌舞伎白書」など）との比較により、本論文の新たな知見の価値をより明確にする部分が欠落しているのが惜しい。

全体を通じて、主要な結果である、少数の演目、あるいは少人数の落語家の専有度が高いという事実は、いわゆる「八〇―二〇の法則」の例が増えたということであろう。但し、その分布について論文内で明確な確認が行われていないのは残念である。

また、公開審査においては、今後の課題として、先駆的な研究であるだけに、データベースの構造や、分析の試行錯誤のプロセスの記録についても、記述しておくべきであったとの指摘があった。

分析枠組みとして、興行パターンに影響を与える様々な環境要因や戦前の状況、さらには江戸期の状況などについても遡って考えるべき点が

指摘された。さらに、今回、対象としなかった典型的な伝統芸能である能楽や雅楽などに対象を広げてほしいという助言の上で、こうした分野を統合的に比較するための統計量の開発が次の課題になるとの指摘もあった。

申請者自身が述べるように、本論文は興行データ分析の第一歩といふべきもので、現時点では、「興行データ集計」の第一歩を踏み出した点に大きな意味がある。今後の研究に「データの改良」「異なる視角からの分析」「分析手法の変更によるより精緻な分析」などの幾多の進展の可能性を提起することができたこと、またこうした研究手法が伝統芸能研究にも可能であることが証明された事実には大きな意義が見出せ、地理学分野における一九六〇年代以降の計量革命と同様な変化の可能性を示唆する重要な論文となる可能性がある。

以上、課題も多く指摘できるものの、全体としてたいへん意欲的研究であり、とりわけ第一章、第二章での分析による成果、到達度の高さからいって、博士論文としての十分な学術的水準にあることは明確である。よって、審査委員は一致して、本論文が博士学位を授与するに値するものと判断した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年十二月二十六日（木）13時から15時30分まで、アトリリサーチセンター会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表や様々な研究活動、および公開審査の質疑応答を通じて博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、英語の論文要旨の内容から、外国語の能力も十分であることが確認された。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学

位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

駒井 匠

『平安前期の王権と仏教』

八四

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 本郷 真紹

副査 美川 圭

副査 杉橋 隆夫

論文内容の要旨

本論文は、先行研究で十分な検討がなされていない平安前期の王権と仏教の関係を究明する事を目的とし、とりわけ宇多上皇の出家・受戒と受灌頂という、空前の事態が生じた九世紀末～十世紀初頭の醍醐朝に主眼を置き、宇多の行動の意義を説明せんと試みる論考である。序章・第一章～第四章・終章で構成され、このうち第二章と第三章は既発表論文、第一章は近刊予定の投稿論文、第四章が新稿である。

序章では、古代仏教史研究の到達点と課題を確認する。井上光貞と蘭田香融による研究が通説的位置を占めてきた古代仏教史研究に於いて、吉田一彦や上川通夫、さらには平雅行等より批判が呈され、また近年堀裕等により新たな観点からの考察が試みられている。こういった研究史の流れの中で、本論文の占める位置とその意義を確認するため、他の段階に比して十分な考察が試みられていない平安前期、とりわけ九世紀～十世紀の段階に於ける王権と仏教の関係についての検討がもつ重要性を

指摘した上で、転換点となる宇多上皇の去就を取り上げる意義を論じている。

第一章「天皇の受灌頂と皇帝の受灌頂」では、中国・唐代の玄宗・肅宗・代宗の三皇帝が不空より受けた灌頂が、安史の乱の混乱の中で「金輪聖王」という新たな宗教的権威を付随する事を目的に行われたものであるのに対し、日本に於いて文徳天皇と清和天皇が結縁灌頂を受けた意義は全く異なり、両天皇とも側近の官人とともに灌頂を受けた事に着目し、その目的とするところは自身の陣営の連携を強めることであつたと評価する。

第二章「宇多上皇の出家に関する政治史的考察」では、寛平九年(八九七)醍醐天皇への讓位後二年を経た昌泰二年(八九九)に宇多上皇が出家した政治的意義について考察する。天皇やその近親者の過去の出家が、保身を目的とする政治的地位の放棄や、他者或いは自身の病氣平癒等を祈願して行われたものであつたのに対し、宇多上皇の出家は、儒教的な父子関係に加え、仏教的な師・施主の関係という、醍醐天皇との間に新たな関係を構築せんとする、積極的な目的を有するものであつたとする。それ以前の上皇については、嵯峨天皇の淳和天皇への讓位後に見られた太上天皇尊号奉呈により、天皇の意志でその地位が与えられる他律的存在となり、実質的に政治的地位は低下したと受け止められているが、宇多上皇は出家後程なくして受戒すると、醍醐天皇による太上天皇尊号奉呈を再三にわたり拒絶する。これは政治的影響力を自身に付帯する為に、出家身分になる事で新たな宗教的権威を身に付け、あくまで上皇が天皇から相対的に自立した存在である事を目指したことによるものと評価している。

第三章「平安前期における南都授戒制度の変質とその背景」では、平安前期における授戒制度の変質の具体的経緯が知られる貞観七年

(八六五)三月二十五日付太政官符と、寛平七年(八九五)三月六日付太政官符の二つの史料を検討素材として、その歴史的意義を究明しようとする。従来得度後に二年乃至は三年の沙弥行修行期間が設定され、また受戒に際しては教学理解の内容を計るための課試が義務付けられていたが、寛平七年の段階で、宇多上皇の出家の戒師である益信の申請により双方が廃止される。先行研究では、授戒の規定が内容的に緩和された事で、授戒が通過儀礼化したと評価されたが、この変更は出家後程なくして受戒を志す宇多上皇の受戒の正当性を確保するために打ち出された政策と解釈する。

第四章「宇多法皇考」では、第二章で展開した宇多上皇の出家と受戒の意義に加え、何故従来の結縁灌頂でなく、伝法灌頂を受けたのかという点に注目し、その政治面と宗教面の双方に与えた影響について考察する。宇多上皇が伝法灌頂を受け、多数の真言僧にこれを授け付法の弟子とし、法脈を形成するに至った事について、自身に新たな宗教的権威を付帯する事で、世俗の秩序から隔離された存在である事を世に訴え、新たな天皇との関係を築こうとしたと解釈する。これは同時に、拠点寺院間で競い合っていた真言宗の教団に対しても大きく影響を及ぼすところとなり、この時期行われた空海に対する弘法大師号奉呈に加えて、真言宗の再編を図ったものと評価され、藤原摂関家と密接な関係を築く事で勢力を拡大させてきていた天台宗に対抗する意味においても、極めて重要な意義を有したとする。

終章では、第一章から第四章で展開した論の要点を踏まえて、自身の研究の到達点を確認し、これを前提として将来目指す研究の方向性、とりわけ平安期の政治と宗教の問題を取り上げる上で、究明に努めねばならない課題を指摘し、その研究のスタンスを示している。

論文審査の結果の要旨

審査委員三名による所見は、以下の通りである。

本論文は、日本古代仏教史の研究史上十分な検討と、その上での通説的理解が確立していない平安前期、とりわけ古代仏教から中世仏教への転換の第一段階と位置付けられる九世紀の状況に対する考察を通じて、当該期の王権と仏教の実態を明らかにせんと試みた、精力的な論考である。その中でも、全体の理解に重要な位置を占める醍醐朝の動向、具体的には宇多上皇自身の讓位、出家、受戒、受灌頂といった行動の有する歴史的意義について、前提となる状況の分析とその特質を踏まえて究明する事を目指している。そのため、結果として、すべて醍醐朝の問題に議論が収斂された感が否めず、前代の嵯峨朝や清和朝の状況について、やや通説的理解に便乗した感があるのは反省すべき点と言えるが、それを差し引いても、宇多上皇の出家と受戒、更に伝法灌頂の授受といった点に注目し、政治上のみならず、真言宗の新展開という仏教史上の意義についても十分に検討を加えたことは、学問的成果として高い水準にあることを示している。

以下、各論について講評する。

第一章「天皇の受灌頂と皇帝の受灌頂」は、佐藤文子・原田正俊・堀裕・松浦典弘編『仏教がつなぐアジア—王権・信仰・美術—』（二〇一四年五月刊行・勉誠出版）に収載の論考である。玄宗・肃宗・代宗という唐の皇帝の受けた灌頂と、文徳・清和両天皇が受けたそれとの異質性を指摘し、日本の場合には天皇自身の権威付けというよりも近臣との連帯を強化する目的で結縁灌頂が行われたと受け止めるのは、一つの解釈として説得性を有するものであり、宇多上皇の受灌頂の意義を検討する上で前提となる議論を構成することになる。ただ、文徳・清和の志した近臣と

の連帯の強化というものが、何に対して、どのような効果を具体的に期待するものであったのか、また、それが如何ほど天皇自身の意向を反映し、さらに、結果として従来の天皇の宗教的権威にどのような影響を及ぼしたのかといった問題について十分付言されておらず、今後改めて検討が必要と考えられる。

第二章「宇多上皇の出家に関する政治史的考察」は、『佛教史学研究』第五十五巻第一号（二〇一二年十一月二十五日発行）に掲載された論考である。それまでの天皇およびその近親者の出家と宇多上皇出家の相違を的確に指摘し、宇多の出家の有する極めて政治的な意義について、当時の政治状況を踏まえ一定の評価を下した事は、これまで看過されていた重要な論点を取り上げ、新たな評価を提示した点で、高く評価すべきものである。皇位継承や、天皇との相対的な権力関係といった当時の王権に直結する課題を、出家という宗教的手段を講じた意義から究明しようとした試みた点は、斬新な切り口で、今後の研究に新たな視点となり得るものと言える。ただ、専ら前代の状況との相違点から意義を説明しようとするめており、後代との関係について全く省みていない点は、説得性を失する要素となり得る。のちの摂関時代・院政期を通じて、上皇や朝廷有力者の出家は頻繁に生じており、宇多の出家とそれらとの関係をどのよう

に受け止めるべきであるのか、出家の意味自体が再び変化するのか、新たな宗教的権威の構築が後世でも志され、また一定の成果を見たのか、といった点について、今後更に緻密な考察を行い見直しをもつことが、逆に本論文の意義を高める事にも繋がるのではないかと考えられる。

第三章「平安前期における南都授戒制度の変質とその背景」は、『立命館文学』第六二四号（二〇一二年一月三十一日発行）に掲載された論考である。前章にて検討した得度の意義に加え、出家者の第二段階たる授戒の問題を取り上げたもので、次章にて展開される、宇多上皇の受戒の意義

を究明するための前提として検討された内容といふべきものである。二つの太政官符の内容を綿密に分析し、授戒の前提条件自体が段階的変遷を辿る事を明らかにし、その意義について見解を呈している。内容的に大きな問題は見出せないが、受戒資格の課試に官人が関与しなくなった事態をして、課試そのものが廃止されたと解釈する事が妥当であるか否かについては、今少し慎重な検討を要する。俗官の不関与自体大きな意義を有するものであるが、もし僧官或いは師僧が何某かの課試に代わる措置を講じていたとすれば、実質的に授戒の過程が簡略化されたと見なす事は早計となろう。とすれば、南都の意向で授戒の通過儀礼化が生じたとする通説的理解そのものにも再考の余地が生じる事になる。宇多上皇の去就と関連付けて解釈せんとする筆者の見解を否定するものではないが、更に深めた考察が求められる。

第四章「宇多法皇考」は新稿である。第一章から第三章で展開した議論を踏まえ、改めて宇多上皇の受灌頂の有する意義を考察する。文徳や清和が受けた灌頂が結縁灌頂であったのに対し、宇多は伝法灌頂を受けて阿闍梨となり、またそれを、自身と同じく真言僧に授けたことが、のちの法流の形成を導いた。その意図したところを、当時の政治状況、とりわけ醍醐天皇との関係から、独自の宗教的権威を構築し、天皇との間に新たな関係を築こうとしたものであり、また、結果として天台宗に比して劣勢に置かれていた真言宗を再編し、その地位を向上させる事に繋がったとする見解は、説得性に富むものである。それでは、何故に、宇多上皇の時代にのちの院政の如き政治体制が構築できなかったのか、といった点について等閑に付しているのは、重要な論点を避けたと受け止められても無理からぬものといえ、従来宇多の出家・受戒・受伝法灌頂の事実が重視されて来なかつたことを問題視し、注意を喚起すると共に新たな解釈を提示しようとする上で、やはり不可欠の論点ではないかと

考えられる。今後更に研究を進め、この点について補強する必要がある。

以上のような批評が各委員から呈されたが、本論文自体の学問的価値については十分認めうるものである事を、三名の委員の総意として確認した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は、二〇一四年七月十一日(金)午後2時00分から4時00分まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、本論文の学問的水準の確認を行うとともに、申請者の本学大学院文学研究科日本史学専攻博士課程後期課程の在学期間中における様々な研究活動、また公開審査の質疑応答の内容を通じて、申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認し、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項に基づき、申請者に対し「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

『中日古代墳丘墓の比較研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年二月二十八日

審査委員

主査 矢野 健 一

副査 和田 晴 吾

副査 高 正 龍

副査 岡内 三 眞

論文内容の要旨

本論文は、中国古代の墳丘墓（墳丘をもつ墓。日本の古墳もその一種）の出現・発展・変容の過程を明らかにし、その成果をもとに、日本列島の同時代にあたる弥生・古墳時代の墳丘墓との比較研究の可能性を探ろうとしたものである。

論文の中心となった中国の墳丘墓の理解については、これまでの研究の反省と、比較研究の必要性から、長い時代にわたる広範囲の考古・文献資料の集成と、総合的な整理・分析・解釈を行うこととなった。対象とした時代は、紀元前八世紀の東周時代から秦、漢、三国（魏中心）を経て、六世紀の南北朝の終焉（隋の統一五八九年）にまで及ぶ長期間で、墓制における等級制度の形成と展開を基本的視点に、地下施設である棺、槨、室、墓坑（墓道）と、地上施設である墳丘、陵園（祭祀建物や神道の石像等を含む）、陪葬坑、陪葬墓、陵邑等を中心に取りあげたが、合葬形

態、副葬品の組合せ、時には墳丘墓の群構成等にも配慮し、最後には冥界観の変化にまで説き及んだ。

まず、「第一章・中国古代墳丘墓の起源と発展―東周時代―」（春秋・前七七〇～四〇三年・戦国・前四〇三～二二二年）では、「第一節」で、黄河中・下流域の新石器時代の墓制から説きおこし、後期には埋葬施設として棺を保護する木槨が出現し、墓制に階層的格差が見られるようになること。夏・商・西周には、王権の形成・発展にともない、格差はさらに顕在化し（商では特大の「亞」字形墓、西周では二、三重棺、題湊（槨）の出現など）、王墓地区を形成するようになるが、外部施設は顕著ではなく、墳丘もなかった。一方、中心部である中原に先駆けて、周辺の東北地方では新石器時代より積石塚、長江流域下では西周ころより土墩墓など（ともに墳丘墓）の築造が始まっている。申請者は諸説を整理した上で、中原では長く低墳丘（発掘で確認できず）の時代が続き、春秋・戦国の境ごろに、土墩墓の影響もあつて、高大な墳丘墓が出現したとし、それにともない地上施設が徐々に整備され始めたとした。そして、それは新しい葬制（礼制、政治秩序）の創出であり、各国の国力の強化にともなう国力誇示の道具として発達したと評価する。

つぎの「第二節」では、戦国の秦、燕、趙、齊、中山、魏、韓、楚等の墳墓を個別に検討。墳丘（方・円・上円下方円等あり）、陵園、陵寢建物、陪葬坑、陪葬墓などの地上施設が時期差・地域差をもちつつ出現・発展し、つぎの秦・漢にいたって独立王陵・陵寢制度が確立する直前の状況を説明。それは戦国時代の経済の発展がもたらした結果であり、国家として充実しつつある諸侯国の強兵、変革、競争の産物であるとした。

西周以来、等級制度は地下施設や副葬品に対するものが中心であったが（棺槨、鼎、車馬等の副葬制度）、これに地上施設が加わり、その比重を高めたのである。

この間、地下施設では、伝統的な木槨（題漆）の内部に邸宅（宮殿）表現が見られるようになるとともに、一部で土洞墓や中空埴室墓が出現する。埋葬施設は遺体密封型から、外部への通路である甬道をもつ開放型へと大きく転換する時期を迎え、他界観にも大きな変化が起こりつつあったと判断する。

「第二章・中国古代墳丘墓の繁栄―秦漢時代―」（秦：前二二一～二〇六年、前漢：前二〇二～後八年、後漢：二五～二〇〇年）は、中国古代墳丘墓の厚葬の最盛期を扱った章で、対象遺跡数も多いことから、論文中もつとも紙幅があてがわれ、詳細な検討がなされた。中国古代墳丘墓の盛衰を語る上でもつとも基準となる時代だからである。

「第一節」で秦の始皇帝陵をとりあげ、この墳丘墓は、前代に地域差のあった各種の地上施設・地下施設を統合し、新たに創出されたもので、その型式は漢代皇帝陵に引きつがれたと評価。「第二節」では、等級制度が完備した漢代の墳丘墓に関して、前漢・後漢それぞれに皇帝陵、王墓、諸侯墓、二千石官吏墓、中・小型墓に階層区分し分析した（以下の時代も同方針）。この段階では、比較的内容が判明している地上施設の等級基準は一定度数値化しうるといふ。前漢から後漢への各階層の変化の詳細は省くが、例えば皇帝陵では、①墳丘は方錐台形から円錐台形に、②陵園の区画は塙から「行馬」に、③墓道は一本に、④埋葬施設の黄腸題湊は石題湊埴室に、⑤皇帝と皇后の埋葬は異陵並穴合葬から同陵同穴合葬に、⑥寝寢建物は簡素化、⑦陵廟と陪葬坑はなくなり、代わって⑧陵園の神道に石像が並ぶようになると指摘する。

また、地下施設では開放型の埋葬施設（黄腸題湊墓、埴室墓、崖洞墓、土洞墓等）が発達し、その内部では壁画や画像（石・埴）が盛行したが、その内容は神仙・辟邪的なものから、後漢には現実生活的なものへと変化した。

第三章「中国古代墳丘墓の衰退―魏晉時代―」（三国（魏）二二〇～二六五年）中心）、西晋（二六五～三一六年）では、「第一節」で曹魏の墓制が扱われ、漢代の体制（礼制）と深く結びついて隆盛を誇った墳丘墓は、後漢王朝の崩壊とともに大きく変質し、曹操が実権を握った段階から各種の改革が行われるなかで、厚葬が禁止され、墳丘ほかの地上施設はなくなり、階層に応じて埋葬施設・内部装飾・副葬品等も簡略化し、薄葬化が急速に進行したとし、新王朝の新しい礼制のなかでも喪葬礼制は重要な役割を果たしたと評価。西晋の北方の中小型墓でも多くは魏制を受け継いだという。続く「第二節」の西晋でも、墓制は曹魏墓制が継承され、一層薄葬化が進み、判明する例では、皇帝陵さえ埋葬施設は土洞墓（以前はおもに低階層で利用）となった。

第四章「中国古代墳丘墓の復興―東晋十六国・南北朝時代―」（北Ⅱ五胡十六国「三〇四～四三九年」、北魏、東魏・西魏、北齐・北周「五八一年滅亡」、南Ⅱ東晋「三二七～四二〇年」、宋、齊、梁、陳「五八九年滅亡」）では、まず「第一節第一項」で、五胡十六国・北朝を取りあげ、十六国では墓制は一定でなかったが、文献によると、前趙などでは墳丘、陵園、寢堂などの復活が読みとれるという。西安・咸陽周辺で発見された同時期の大中型墓は、いずれも土洞墓の家族墓で、なかには棺をもちいない葬法のものも見られたという。後漢には出現した墓道の過洞と豎井が増加する。薄葬を基本とした魏晉の墓制は、北方では崩れはじめ、復古的だが新しい墓制が胎動し始めたと指摘する。

続いて「第二項」の北魏「三八六～五三四年」では、皇帝陵関係係では平城の永固陵（文明皇太后・寿陵・円墳・埴室墓）、万年堂（孝文帝・寿陵・空墓）、洛陽では孝文帝（円墳・埴室墓）の長陵が有名だが、この時期には墳丘、陵園、祭祀建物、神道の石像などの地上施設が復活。特に孝文帝による洛陽遷都後に漢化政策が一段と進んだ。地下の埋葬施設は前代と

同じく塋室墓や土洞墓だが、被葬者の出自やその系譜の多様性もあって、室内に置かれる棺や屍床が、木棺、「石棺床」（申請者は「尸床」、殿堂式（家形）石槨、石棺などと多様化し、装飾にも伝統的なものに加え、仏教色（バラモン）、胡人色（ソグド）等も認められるという。

「第三項」の東魏「五三四～五五〇年」・北齊「五五〇～五七七年」のもの、この延長上にあつて、皇帝陵は墳丘（円墳）、陵園、神道の石像、陪葬墓が認められ、この時期の皇帝陵と推定されるもの（湾漳M一〇六）や有力墓では単室の塋室墓や土洞墓に石や塋の「床」が設けられ、壁画が描かれたと解説する。

「第四項」の西魏「五三五～五五六年」・北周「五五六～五八一年」の墓制も基本的には北魏の墓制を踏襲するが、皇帝陵では、西魏の武帝孝陵（五七八年）が発掘され、土洞墓であることが判明。地上施設は発見されなかった。大中型墓を含め、土洞墓が発達。「石棺床」や殿堂式石槨もあり、棺を用いない葬法も一定程度認められた。

一方、「第二節」で東晋「三二七～四二〇年」・南朝（宋「四二〇～四七九年」・齊「四七九～五〇二年」・梁「五〇二～五五七年」・陳「五五七～五八九年」）を扱ったが、「第一項」東晋の喪葬制度は西晋を継承・発展。皇帝陵も地上施設はなく、単室の塋室墓で、一層の薄葬化が進んだ。等級制は、皇帝とその一族（皇族）との間の強い規制が中心のものとなつていと推定した。また「第二項」南朝墓制では、調査された皇帝陵は、風水思想により丘陵内で谷間に面して立地。地上施設が復活し、低い墳丘を含む陵園が存在したもよう、数百mの神道に石像列が並ぶ。地下施設は単室の平面長方楕円形の塋室墓で、画像塋などで飾られた。王墓もほぼ類似するが、規模に格差がある。墳丘は円形や楕円形で、かなり普遍的にあつたと推測。東晋・南朝を通じ、組合式木棺を示す鉄釘が多く出土し、北朝との差異を示すという。南朝墓制は東晋墓制（おもに地下施設）を基礎

として新しく創出されたもの（おもに地上施設）と評価する。

第五章「中日古代墳丘墓の比較研究」では、まず「第一節」で日本列島の弥生墳丘墓の状況を概観。弥生前期以来の方形周溝墓や方形台状墓から始まって、後期～終末期には西日本各地に地域色をもつ首長専用の墳丘形態をもつ弥生墳丘墓（方形、円形、四隅突出型方形、前方後方形、前方後円形など）が展開し、最終的に古墳時代の前方後円墳中心の古墳へと行きつくことを確認。それをもとに、中国の東周～秦漢時代の墳丘墓と比較。方形周溝墓の系譜論や被葬者問題を中心にこれまでの中日の学説を整理し、個別に批判するとともに、墳丘墓を構成する各要素（地上施設・おもに墳形と築造方法の制度化の程度、地下施設・おもに棺・槨と副葬品）を再検討。同時代の中日の墳丘墓の差異は甚大で、これまでの諸説はいずれも根拠に乏しく、弥生墳丘墓の出現と成長は中国大陸や韓半島からの間接的影響を受けてはいたが、基本的には列島独自の展開であると主張した。

また「第二節」では、古墳時代をとりあげ、前方後円墳の形態・系譜・意味論等を中心に中日の学説を整理・批判し、弥生・古墳時代には、時期により程度に差はあるものの、おもに人の往来と物の流通を通じてある種の社会的・政治的需要は満たされていたのであり、人の往来を通じて真に日本の各種社会制度（政治、経済、文化など）に建設的な影響が及ぶのは、飛鳥・奈良時代の都城制や律令制などのように、古墳時代以後までまたなければならなかったと結論づけた。

また、弥生後期に各地域の弥生墳丘墓が独自の形で規模を拡大し、その権勢を競っていたものの、古墳時代に入ると、突然、地域差を克服し新たな墓制として巨大な前方後円墳（箸墓古墳）を創出するようになる現象は、歴史的段階こそ違え、中国の戦国時代において各地で造られていた墳丘を中心とする地上・地下施設が、秦段階にはいると、突然、巨大

な皇帝陵である始皇帝陵として統合・創出され、漢代へと継承されている現象と類似することを指摘するなど、新たな比較研究の視点を開いた。なお「終章」では、以上がまとめられ、冥界観についてもより踏み込んだ議論が見られた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、申請者が二〇〇六―二〇一〇年度における日本学術振興会の「論文博士号取得希望者に対する支援事業」(論博事業)に採択され、立命館大学で客員研究員として研究に打ちこんだ結果を踏まえて、提出された論文である。

まず、中国の墳丘墓については、現在中国において公表されている報告書、関係史料をほぼ網羅し、これまでの日中における研究成果を踏まえつつ、長期間で広範囲に及ぶ墳丘墓の生成・発展・成熟・変質・展開の過程を考察したものである。内容は「論文内容の要旨」の通りだが、墳丘の大小を問わず、地上施設と地下施設(時に副葬品をも含む)の各要素を多面的に分析していることに最大の特徴があり、多くの新知見を提示するとともに、全体を、政治的社会的意味のある喪葬の等級制度の形成・発展・変質過程を基軸に論述したことによって、論文を貫く太い骨子が形成され、全体がひき締まった。多くの墳丘墓から被葬者の政治的身分や死亡年月を記した墓誌が出土する中国で、被葬者の身分と墓制の等級制度の関係を明確にすることは、墳丘墓の被葬者が不明な日本列島や韓半島の墳丘墓の理解に大いに資するところがある。

しかも、これまでに刊行されてきた長期間を扱う概説的な論説とは異なり、二四四図版、二二表をも駆使したものであり、考察の根拠となった資料の質と数を明示しているだけに、論文内容の高さとともに、検証可能な客観性が保証されている点も大きな魅力である。

また、日中の墳丘墓の比較研究では、これまでの諸説を冷静に批判し、中国の影響が列島社会に直接的な影響を与えだすのは七世紀の飛鳥時代以後であるとし、何点かにわたって、これまでのような遺物や遺構の直接的な比較をこえた、より社会の発展に深く根ざした文化現象を比較しうる視点をも提示した。

ただ、審査では、問題点あるいは今後の課題として以下の点が挙げられた。第一は、研究成果の発表方法の問題で、より説得的に議論を進め、相手の理解を深めるためには、適切に編年図や概念図、模式図を駆使すること。第二に、使用している用語の定義にぶれがあり、一部修正が必要なこと。第三に、遺構の型式学的検討があればより理解が深まったこと。第四に、北朝と南朝の墓制をより深く比較し、北朝のそれを、次代の隋唐墓制の前身という視点からも評価すべきだったこと。第五に、表題と本文に若干の違和感があり、今後は韓国の墳丘墓をも含めて東アジア全体での比較研究が望まれることなどである。

しかし、以上の多くは今後に課せられたものであり、期待の大きさでもあつて、本論文の価値を下げるものではない。今後、日中韓全体のなかで、墳丘墓の比較研究が一層盛んになることは間違いなく、その動向なかで、本論文は重要な位置を占めることになるだろう。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一三年九月六日(金)午後2時から4時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員会は、申請者の中国や日本などにおける論文執筆や学会発表などの様々な研究活動、および公開審査の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

また、中国語、日本語は言うに及ばず、英語の論文要旨も正確であり、

英語の能力も十分であることが窺えた。したがって、本学学位規定第二十五条第一項により、これに関わる試験の全てを免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

張 成

『中国古代鎮墓像研究』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 矢野 健一

副査 木立 雅朗

副査 和田 晴吾

副査 岡村 秀典

論文内容の要旨

中国古代の墓には、墓を守護し、邪気を追い払い、悪霊を鎮めるために、獣や人に似た形の像を墓室の入口に副葬する習慣がある。本論文は、中国古代（隋唐以前）のこの種の像を「鎮墓像」と総称し、形態の解釈に応じて「鎮墓神」「鎮墓獸」「鎮墓俑」に細分し、それぞれの型式学的変遷を考古学的に検討したうえで、その分布や系統の変化が王朝の交替と深く関わることを論じている。

本論文の目次は次のとおりである。

はじめに

第一章 本論の目的と課題

第二章 鎮墓神

第三章 鎮墓獸

第四章 鎮墓俑―「人獸型」―

第五章 鎮墓俑―「人型」―

第六章 鎮墓像變遷の画期と分布圏
おわりに

以下、章ごとに要旨を述べる。

第一章では、研究史、用語、研究方法と目的を述べる。鎮墓像の研究史は、第一段階（一九三〇～四〇年代）、第二段階（一九五〇～九〇年代）、第三段階（二〇〇〇年代～現在）に区分できる。第一段階は水野清一による「鎮墓獸」命名、伝長沙出土の楚の鎮墓獸の紹介と初歩的検討にとどまるが、第二段階で漢～隋唐の様々な鎮墓獸が発掘され、第三段階にいたって美術史学・文献史学・考古学による本格的な研究が増加した。ただし、これらの研究は、(1) 分類と用語が鎮墓像全体を見通した体系的なものではなく、(2) 編年も特定の時期や地域を対象としたものに限られ、(3) 各種の鎮墓像の出現や終焉についての系統的な説明が不明であり、それらが課題として残っている。戦国時代楚の鎮墓像が「祖重」すなわち先祖の魂の憑代を意味する言葉で呼ばれていたという説には疑問があり、人獸区別しがたい神像として「鎮墓神」と呼び、それ以外は、獸形のを「鎮墓獸」、人形のを「鎮墓俑」と呼び分ける必要がある。そのうえで、紀年墓を基準としつつも、非紀年墓出土の資料も形式的に検討し、編年することで、体系的な編年を行う。

第二章では、戦国時代楚の鎮墓像、すなわち鎮墓神の編年を行う。この鎮墓神の用途については、鎮墓神説以外に、「祖重」（先祖の魂の憑代）説、山神説、竜神説、土伯（土中の怪物）説など様々な説がある。しかし、鎮墓神の祖型となる木製品に、墓を守るために副葬されることのある鹿角が結合し、鎮墓の性格を有する鎮墓神が誕生したと考える。鎮墓神は

方柱形の身と偏平な顔を有するⅠ類と円柱・方柱形の身と突出した顔を有するⅡ類に大別され、紀元前五世紀ごろに、湖北省にⅠ類が成立・展開した後に、紀元前四世紀初めに湖南省・河南省にⅠ類が広がるとともにⅡ類が出現するが、紀元前四世紀ごろには衰退し始め、紀元前三世紀後半にはとだえる。秦の成立により楚の鎮墓習俗は抑圧されたが、前漢以降の「人獸型」鎮墓俑に影響を与えたと考える。

第三章では、漢代から南北朝時代にかけての鎮墓獸の編年を行う。鎮墓獸全体を「四足歩行型」と「蹲踞型」「伏臥型」に分け、全体の編年を行っている。従来は北朝以降の紀年墓から出土する「蹲踞型」に研究が集中しており、「四足歩行型」は紀年墓から出土することが少ないので、編年が行われてこなかった。「四足歩行型」は尾の形態や姿勢などから型式分類可能で、古い一角獸の形態が前漢晚期に甘肅省にやや遅れて陝西省に出現する。後漢後期に小型化したものが河南省南部・湖北省北部に出現し、この小型化したものは三国時代以降、長江中・下流域に広がる。一方、中原地域にも三国時代まで漢代の形態をとどめたものが残るが、北朝以降は「蹲踞型」およびこの系譜にある「伏臥型」に代わる。南北朝には、北朝では「蹲踞型」「伏臥型」、南朝では「四足歩行型」が分布する。

第四・五章では、漢代から南北朝時代にかけての鎮墓俑の編年を行う。鎮墓俑は特に、人間もしくはこれに類する形態の鎮墓像として定義している。鎮墓俑は鎮墓像としてではなく、副葬品として研究されることが多く、鎮墓俑としての研究は進んでいない。本論では鎮墓俑を漢代から三国時代に見られる「人獸型」（人と獸の特徴が混在しているもの）、三国時代から北朝に見られる「人型」、盛唐に見られる「神人型」（仏像の天王像）に区分し、前二者について論じる。「人獸型」は南方地域に限って分布し、前漢早期に淮河流域と長江中流域に出現する。後漢には長江中流域

と四川省・雲南省周辺に形態の異なるものが分布し、三国時代には長江中流域のみに残る。一方、「人型」は北方の中原地域を中心に分布し、盾を掲げたり手をあげるⅠ類「持盾・物」と盾を置くⅡ類「按盾」に区分される。前者は関中・雲代・洛陽地区に三国時代から北魏にかけて分布し、以後、関中地区のみに分布する。後者は遅れて北朝後半に鄴城・晋陽地区に分布する。この「人型」鎮墓俑は、洛陽を中心として展開し、洛陽に都をおいた西晋および北魏それぞれの時代に独自の型式を生み出したという点、王朝の盛衰と関係する。

第六章では、以上の編年の結果をまとめ、型式変遷を区分する。第一段階（春秋戦国時代～前漢）は楚の鎮墓神から前漢の人獣未分化「人獣型」鎮墓俑が盛行する段階で、鹿角をつけた像が特徴的で獣への信仰に依存している。第二段階（後漢・三国・西晋・十六国・南朝）は獣型と人型が分化して用いられる段階で、「四足歩行型」鎮墓獣と「人型」鎮墓俑・「人獣型」鎮墓俑がペアで用いられる。第三段階（北朝・隋唐）は、「蹲踞型」鎮墓獣と「人型」鎮墓俑が用いられるが、鎮墓獣は獣人同体の造形になり、「人型」鎮墓俑も神格化され神人同体化する。以上の変遷において、王朝の交代と関係する鎮墓像の「空白期」を指摘できる。すなわち、秦～前漢前半の空白期は、秦の統一により、鎮墓の習俗が抑圧されたためと考えられる。南方で残存した鎮墓の習俗は前漢で復興する。ただし、北方で新たに登場する「四足歩行型」鎮墓獣は西域を通じて西方から伝来した一角獣を霊獣として採用した。この習俗を取り入れた墓は地方官人のものと推定され、上位の支配階層のものではない。しかし、西晋にいたって、この型式の鎮墓獣を採用する墓は支配階層まで広がる。ところが、十六国・東晋時代にいたると、鎮墓獣の副葬は中断し、第二の「空白期」になる。その後、北方では新たに「蹲踞型」・「伏臥型」鎮墓獣が登場する。

以上、中国古代の鎮墓像について、起源にさかのぼって考察し、全体を把握するために型式区分と編年を行うとともに、型式変遷の意義を考察した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、春秋戦国時代から南北朝時代におよぶ非常に長期間に及ぶ時代を通じて、鎮墓像という埋葬習俗に用いられた中国全土の考古資料を体系的に分類し、編年したうえで、その変遷を論じたものである。これまでの研究は、美術史、考古学、歴史学といった立場から研究がおこなわれてきたが、いずれも一部の時代・地域に限定したものであり、全体を体系的に把握する研究は初めてである。本論文の第一の意義はその点にある。本論文には、四六二点の鎮墓像集成表が図とともに添付されているが、この集成も評価が高かった。本論文は、従来の諸研究を凌駕する現在までの到達点を示すと同時に、今後の鎮墓像研究にとって必ず参照すべき基礎的研究となるはずである。

本論文では、鎮墓像の呼称・型式分類を体系的に行っている。この型式分類は考古学的には正統的な方法であり、各鎮墓像の部位や姿勢などに関する分類基準としての属性を非常に詳細に検討し、精緻な型式分類を行っている。各型式の編年は、鎮墓像が出土した墓の紀年銘および年代が明らかな副葬品に依拠しており、年代の不明なものは、自らの型式分類にもとづいた型式学的検討を行っている。その結果、おおむね各型式三十年間程度の時間幅の中に位置づけることに成功しており、編年の精度は非常に高い。このように、客観的な年代を与えつつ、詳細な型式変遷を示すことができたのも、本論文の評価すべき点である。

その編年の成果は、文章で詳述するだけでなく、それぞれの型式がいつ、どこに分布するか、明瞭に把握できる型式変遷図を完備している。

それぞれの型式の系統的関係が矢印などで明示され、非常にわかりやすい。この変遷図によって、断片的な研究では見えてこなかった大局的な変遷、長期的な埋葬習俗の変化が明らかにされており、この体系的な理解は鎮墓像にとどまらず、中国古代の墓制や文化を把握する上でも極めて意義深い視点を提供する。

型式変遷の具体的な成果については論旨に述べているが、特に、鎮墓神・鎮墓獸・鎮墓俑それぞれの系統的関係を各型式の起源にさかのぼって追求し、楚の鎮墓神と前漢の長江中流域「人獸型」鎮墓獸との関係を明らかにする一方、北方ではこれとは別に前漢で「四足歩行型」鎮墓獸が出現し、南方へも影響を与えたとする編年研究上の成果や、南北朝時代の鎮墓像各型式の変遷に見られる地域性に関する詳細な理解は、本論のような長期的かつ広域的な研究によって明らかになった重要な成果である。

また、このような長期的変遷の画期は王朝の交代に対応しているという指摘や、鎮墓習俗が認められない時期（空白期）の指摘も、その解釈について異論をはさむ余地はあるものの、本研究ではじめて明らかにされた事実であり、今後の研究課題としても重要な指摘である。

ただし、本論文の課題として、次のような点が指摘された。まず、鎮墓像を人に類似した鎮墓俑と獸に類似した鎮墓獸に分類し、それぞれが人に似ているか、獸に似ているかを鎮墓習俗の本質にかかわる問題として議論しているが、そこを厳密に区分することに意義があるのかという疑問である。特に、前漢時代以降、人型と獸型が分化することに大きな意義を求めている点、その分化の意義への疑問が出された。この点に關しては、鎮墓像の各型式の墓への配置を知ることが必要になるので、墓での出土状況の検討が課題であるという指摘があった。

本論文は形態の型式学的検討を徹底しているが、その点は表面的な形

態の差を重視しすぎることにつながり、鎮墓像と称されるものの本質の理解に際しては、型式学的検討だけではなく、歴史学的、宗教学的的理解も深めるべきだという批判が出された。鎮墓像の起源や用途の問題に關しても、死者が祖先を祭る儀礼に用いるためのものとみなす異説について、文献の読解を含めて、より慎重に考慮すべきだという意見が出された。

また、鎮墓像そのものに焦点がしぼられ、鎮墓習俗を伴う墓の位置づけについて、一部、記述があるものの、より詳しい検討が課題であるというコメントもあった。

以上のような疑問や批判が出されたが、本論文は中国古代の鎮墓像の全体をはじめて体系的に集成・編年し、その型式学的変遷を叙述し、解釈したという点、博士論文にふさわしいものとして高く評価できるといふ点で、審査委員の意見は一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月十三日（月）14時から16時、末川記念会館第三会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会誌への論文や学会発表などの様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。申請者は中国語を母国語とし、日本語の能力はもちろん、英語も高い能力を有していることを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

『宋代募兵制の研究』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年二月二十八日

審査委員

主査 松本保宣

副査 井上充幸

副査 伊原弘

論文の内容の要旨

本申請論文は、宋代の兵制の特徴である「募兵制」について、軍法及び軍隊を取り巻く人々の社会的あり方について追求した論考である。当該論文は序文及び第一部から第四部までの本論と第五部の附録から構成されている。

第一部は軍法研究である。従来の研究では、軍法の内容について詳しく考察したものはなく、その全容も示されず、常法である律との関係も説明されていなかったが、本研究は宋代軍法の全容を、兵書『武経総要』に基づいて呈示し、唐律などの常法との関係から軍隊の世界と民衆社会との関わりや差異について明らかにした。

第二部では、高齢化した兵士の行く末に関わり、王曾瑜・小岩井弘光両氏の剝員制研究を基礎に、宋代の禁軍の兵制である剝員・帶甲剝員制が王朝の社会安定と予備的な戦力の確保となり、また兵士にとっては、社会保障として募兵制を基底部で支える重要な制度であることを示し

た。

第三部では、「高齢化した兵士はどこへ行くのか」を基本的な問題意識とし、剝員・帶甲剝員制を含め軍隊社会の出口部分における各種保障制度を包括的に考察し、そうした制度の上に成り立つ「募兵制とは何か」について、第四部に示すような一定の回答を示した。

さらに公共墓地である「漏沢園」に注目し、あわせて兵書『守城録』を用いて、北宋末の禁軍下級兵士のあり方を考察した。

第四部では第一部から第三部までの考察を踏まえ、募兵制の特徴について総括し北宋禁軍のある種の近代的な性格を確認した。すなわち、宋代募兵制は兵士がその生涯を兵士として全うしうる様々な保障制度や、軍隊の一元管理を目指すための軍法など、多様な制度からなる複合的なものであることが判明した。中国史上はじめて「兵士(軍人)」として飯を食うことができるようになった宋代の兵士、とりわけ北宋禁軍は、一種近代的な常備軍の様相を呈しており、農民が兵士を兼ねる義勇軍的な前代までの兵士とは明らかに一線を画することが明示された。中国史学界では、前近代中国が唐・宋両王朝の間でドラスティックに変革する「唐宋変革」論が追求されてきたが、本申請論文は、兵制における唐宋変革を究明し、それを摘出することに成功したものである。

第五部は、附録であり、一. 『守城録』索引、二. 『武経総要』前集項目図版索引、三. 北宋熙寧初禁軍配置表、四. 北宋前半期の騎軍に関する一試論、五. 陳堯叟伝への序章、六. 描かれぬひとびと、以上が所収されている。四は北宋騎軍の軍馬補給に対する考察、五は騎兵を重視した北宋官僚陳堯叟の伝記紹介、六は北宋開封の風俗画『清明上河図』に兵士が描かれていない事に対する考察である。いずれも本論への注釈部分と位置付けられよう。

論文審査の結果の要旨

北宋王朝はその文治主義が高く評価され、文人官僚の士大夫理念が喧伝された時代である。しかしながらその一方で最盛期の総兵力一〇〇万に上る禁軍を維持し、国家財政の八割を軍事費が占める一大軍事国家であることは等閑視されてきた。軍隊や兵士を直接の研究対象とした先行研究は極めて少なく、その原因は北宋の兵制が複雑多様であり、系統的理解が困難なこと、研究者の軍制研究に対する嫌悪感などに求められるが、総じて軍制研究は現在のところ全く進捗を見せていないといっても過言ではない。申請者の研究は、こうした研究史の隘路を突破すべく、様々な面からのアプローチがなされたものである。

その一つが、軍隊維持の基本法である軍法研究である。申請者は宋代軍法のもとまった史料である『武経総要』を校訂し、平時の常法である律との比較研究を行った。その結果、軍法の特徴は、軍隊独自の事情については律より詳細に定め、律にない軍人の職務については規定を設け、律を軍事行動に即した形に改め罰則を強化し、その罰則は八割を斬刑が占め、「軍法によって処断する」とあれば、「斬に処す」と同義であるなどの新しい知見が得られた。

また、唐代の兵書『太白陰経』と比較研究することにより、宋代軍法はそれまでの軍法を継承・統合したものでありながら、軍事力の一元管理をより明確にしており、そこに画期性を認めるなど、中国史学界において追求されてきた唐宋変革論に新たな視点をもたらす有益な見解が示されている。

また、一種の職業軍人であるところの禁軍を中心とする兵士について、老齢化した兵士が王朝国家によってどのような処遇されたか、いわゆる「兵士の出口問題」について追求し、剩員制・帶甲剩員制によって兵士の

老後・疾病の際の手当を行うことにより、兵士を懐柔し、同時に軍費節減などの目的を達成しようとしたことが明らかにされている。これと関連して公共墓地である漏沢園を考察し、文字通り墓場まで国家が用意した北宋軍制の完備された制度を具体的に論じたのは興味深く、制度史研究を越えて社会史にまでその考察が及んでいる点は高く評価できよう。

本研究の課題としては、下層の兵士の処遇に着目しその制度的実態を明らかにしたものの、これを発展させる上で一層の社会史的研究の必要が痛感させられることである。これについては、あと一章分の追加研究があれば、十分な考察がなされたことと思われ残念なことである。また、北宋の軍制を評価して「近代的」制度とする言及が散見され、この際の「近代」概念について慎重な用法が求められることも瑕疵として挙げられる。

しかしながら、個々の研究は十分にオリジナリティを有することは疑いなく、本申請論文の評価を下げるものでは決してなく、それらの問題を指摘する審査委員のコメントに対する申請者の応答も十分に当を得たものであった。

以上の審査内容を総合的に踏まえた上で、審査委員会としては全委員一致で、申請論文が高い学術的水準に達しているものであり、博士学位論文として十分な学術価値を有するとの結論を得た。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月十八日（土）13時から15時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。申請者は高等学校の教諭の職務を遂行しながら、地道に研究を重ね、本申請論文に示されるような宋代兵制に関する総合的な研究をまとめあげたもので、その努力は評価されてしかるべきである。

審査委員会は、申請者の学会発表など様々な研究活動および公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、外国語で執筆された論文の読解や英語の論文要旨の内容から、外国語の能力も十分であることを確認した。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる学力の確認を免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士（文学立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

清水 嘉江子

『墓誌銘より見たる宋代女性像について』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 松本保宣

副査 鷹取祐司

副査 本田治

論文内容の要旨

本論文は、北宋・南宋併せた宋人の文集を博搜し、一〇七五人の宋代女性墓誌を網羅して分析を加えた意欲的な女性史研究である。目次は以下の通りである。

序章

第一章 死亡年齢と結婚年齢

第二章 婚姻関係と地理的範囲

第三章 婚姻の階層的範囲

第四章 守節、再婚、離婚

第五章 宋代女性の出産と養育

第六章 子どもの教育と学問

第七章 家庭での行状

第八章 近親者が記した墓誌銘

終章

以下、その概要を記す。

第一章は、宋代女性の平均寿命について、先行研究である陶晋生氏論考を検証したものである。陶氏は『歐陽文忠公集』・『温国文正司馬公集』・『范太史集』三書の婦女二一人の平均死亡年齢を三十七歳と算出し、一方『曾鞏集』二十四人の平均年齢が五十九歳となり、その差二十二歳が生じている。しかし陶氏は、それに対してなんらの考察もなされていない。著者はこの問題を検討した結果、『歐陽文忠公集』・『范太史集』には宗室女性墓誌銘が含まれていることよって、『曾鞏集』との間に平均年齢の差が生じることを解明した。宗室女性は、死去すると自動的に墓誌銘が撰述され、その死亡平均年齢は三十三歳と短いからである。また、宗室女性の墓誌銘は北宋のみ記されているために、宋代女性の平均死亡年齢は、北宋四十九歳、南宋六十三歳と差が生じることが判明した。

第二章・第三章において、北宋から南宋に至り婚姻の実態に変化が生じ、北宋期に見られた、高官が地域をまたいで婚姻関係を結ぶ事象が南宋では減少し、婚姻が同じ県内で行われるようになる。また、南宋になると科挙合格者を出すことは一家から傍系の親族や姻戚も含めて行われるようになることを指摘した。

第四章において、既婚女性一〇一八人の墓誌銘から集計作業を行い、再婚者七人と守節者一〇一人の事例を得た。結果、宋学の影響のもと守節者が増大することが確認できたが、再婚者七人の墓誌銘自体には、再婚を失節とみなす記述が無いことが見いだされた。

第五章において宋代女性の平均的な子供の人数は北宋六人、南宋五人であり、北宋は多産の宗室女性を含む故に平均値を上げることが判明した。また、墓誌銘に記された子供の数は妾が生んだ事例を含むもの

であり、妻が実際に生んだ子供の数を「生」の字を冠した文例で判別すると、女性一人当たりの子供の数は四・七人となり、民国一七年（一九二八）に行われた河北省定県社会概況調査の平均人数四・七八人と差がないことが判明した。

第六章において、子供の家庭教育に携わった女性は、北宋が一六／五五一名、南宋が一〇六／四六七名で、両宋併せて二二二／一〇一八名であり、二割以上の女性が子供の教育に従事している。これは母親自体に学問があつてのことであり、北宋士大夫の著述でも女子教育について言及されている。墓誌銘にみえる女性が読んだ書物は詩経など儒教経典が主で、男児の科挙試験の勉強に母親が役割を担ったことが判る。

第七章・第八章において、女性は生家にあつては父母に事え、婚家にあつては舅姑に事えることが重視され、墓誌銘によると両宋では三五六／一〇一八名が舅姑に仕えている。墓誌銘の記載は、女訓書に記述される模範的な女性像と一致し、画一的な記載が多い。そうした事例は執筆者が家族から依頼されて撰述したものに多く見られるが、一三〇／一〇七五名の墓誌銘は近親者が執筆しており、あまり美辞麗句が見られないのが特徴である。

以上、両宋の女性墓誌銘を検討して得られた結論は、婚姻関係と地理的範囲・婚姻の階層性などの諸点において、北宋と南宋との間に相違が見られることである。それは社会の中核をなす士大夫層の意識が、北宋の中央官僚としての視点から、南宋の地域エリートのもそれへと移行し、中央重視から地域重視へと、士大夫の志向の転換をもたらしたことを物語る、と総括している。

論文審査の結果の要旨

本論文は本学東洋史専攻で、最初に社会人入学者が出した博士学位論

文である。請求者は学部入学以来、倦まず精進しつづけ、ここに論文提出に至ったことは評価できる。

従前の研究史の観点から述べると、中国史の転換点としての宋代は、社会史研究が盛んで、そのなかに女性史分野が含まれてきた。また近年の中国史研究のフロンティア領域として女性史研究への関心の強まりとあいまって、宋代女性史分野では多くの研究成果が発表されている。その意味で本論文は時宜を得た研究といえる。

本論文の第一の特徴は、その基本史料として伝記的史料、特に墓誌銘に依拠している点である。墓誌銘は従来から宋代史研究に使用されてきたが、その属性の故にあくまでも補助的な使用に限定すべきものとされてきた。特に被葬者の評価に関する記述は墓誌銘の史料としての信頼性を低くし、使用を躊躇わせる傾向があった。しかし本論文では、これまで部分的な使用に止まってきた、膨大な墓誌銘史料を網羅的に利用している。これは墓誌銘のそうした制約を認めたくえで、他の史料にない情報源として、再評価する近年の宋代史学界の動向に沿ったものである。使用に際しては墓誌銘のもたらす情報のうち、評価の入りにくい出生年、死亡年と死亡場所、埋葬地、本貫地、結婚年、祖父・父・配偶者の姓名・経歴、養育した子供の姓名・数・経歴などの情報に限定しており、本文の結論の蓋然性は高く、長年にわたり膨大な墓誌銘史料を収集し、整序し、集計し、有意の傾向を読み取るという根気のいる作業を継続し、一応の結論を出した点は評価できる。

先行研究においても、これまでも宋代女性の平均寿命の推定はなされてきたが、使用されるサンプル数が少ないこと、使用する墓誌銘の選択基準が不明であるなどの点から、十分な信頼性をもつ数字とは言えなかった。本論文は、残存する宋代女性の墓誌銘の網羅的な検証によって、より確実な平均寿命を算出し、先行論文を修正することができた。これ

は、本論文の特筆すべき意義である。また残存する北宋時代の未成人女性の墓誌銘の多くは、皇室関係者であることを発見したこと、先行研究がこれらが無自覚的に一般墓誌銘と混合して集計して北宋女性の平均寿命を算出している点を指摘できたことも、本論文の成果と言える。皇室関係者の墓誌銘が著しく少ない南宋の平均値と比較する場合、修正が必要であり、皇室関係の女性墓誌銘の史料上のバイアスを明らかにした点も評価できる。

結婚年齢についても先行研究がいくつか存するが、平均寿命の項目で指摘した同じ弱点を有する。本論文の使用するサンプル数は圧倒的に多く、算出結果の蓋然性の高さは信頼できる。また結婚年齢の表示に使用された筭(ケイ)が女性の成人通過儀礼であり十五歳であることを確認し、数多くの事例を算出の基礎に取りこむことができたことも、結果の信頼性を高くすることになった。

また、婚姻関係の空間的広がりについて、北宋と南宋において明確な違いが存することを明らかにした点は評価できる。この事実にはロバート・ハイムズが南宋撫州の地方エリート研究において部分的に指摘していたが、著者は両宋代墓誌銘の網羅的検証によって、その事実を明確に論証した。このことは南北両宋代の士大夫層の社会や国家とのかかわり方が大きく変わったとする、近年欧米における宋代史研究の動向とも一致する。

墓誌銘に記載された子供の数が近代の統計とかなりかけ離れていること、墓誌銘の数字がそのまま実子の数でなく、基本的に嫡庶をあわせて数字であることを確認し、「生」を伴う数字が近代の統計結果と近接しており、実子数であろうことを推測していることも成果である。

以上のように本論文が優れた内容をもつ研究であることはいうまでもないが、以下に述べるようにいくつかの瑕疵の存在も指摘しておかねば

ならない。

本論文で、全体に各章の問題点の所在、先行論文との違い、結論が明確に整理されていない点がもどかしい。論争的論文の体裁をとっていないことが主な原因であるが、個別論文として発表する場合は工夫を要する。墓誌銘の考察から判明した問題点を述べた後に、先行研究の指摘した事実が妥当であることを示すような形式で引用されているが、前記「論争的論文の体裁」を採るならば、順番を逆にして論考を組み立てるべきであろう。

以上のような問題点が存在するものの、本論文総体の価値を減じるものではなく、本論文で示された知見は、十分学術的価値あるものと結論するものである。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年六月二十八日(土)午後2時から4時40分まで、末川記念会館第二会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表などの様々な研究活動、本論文で呈示された古典漢文・外国語論文の読解などによる外国語の運用能力、また公開審査の質疑応答を通して、博士学位に相応しい能力を有することを確認し、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。

中村 仁美

『The Representation of “Music” in Oscar Wilde’s Texts』

(オスカー・ワイルド作品における「音楽」の表象)

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 川口 能久

副査 丸山 美知代

副査 竹村 はるみ

論文内容の要旨

本論文は、おもにイギリス世紀末文学を代表する作家であるオスカー・ワイルドの作品における音楽の表象を考察したものである。

論文は英語で書かれ、序論、五つの章からなる本論、結論、注、引用文献から構成されている。論文内容の要旨は以下の通りである。

Introduction: Why Does Music Matter?

ワイルドと音楽との関係が看過されてきたことを指摘し、第一章から第五章までの概略をしめしている。

本論の目的は、ワイルドの作品における音楽の表象を通して、ワイルドと音楽との関係をおもに伝記的、文化的、理論的観点から包括的に考察することにある。

Chapter I. “some mad, scarlet thing by Dvorák”:

Notes on Wilde's Biographical Relationship to Music

ワイルドが音楽と深くかかわっていたことを伝記的観点から考察し、ワイルドの作品における音楽の重要性を指摘するとともに、ワイルドがウォルター・ペイターの「すべての芸術は絶えず音楽の状態に憧れる」という言葉に同調していたことや、音楽が「芸術のための芸術」という理想と密接に関わっていることを論証している。

Chapter II. Wilde and His Contemporary Music and Musicians

ワイルドのテキストにえがかれたヴィクトリア朝の音楽文化に焦点を当て、ヴィクトリア朝の音楽文化の賑わい、家庭内音楽の普及、それに付随するイデオロギー的側面を包括的に論じている。

ワイルドとショパンやワーグナーとの関係やさまざまな楽器をテキストに即して具体的に論じるとともに、当時のプロの音楽家の多くが外国人であったこと、音楽が人気を博し、音楽教育が奨励され、音楽にかんするジェンダー・イデオロギーが形成されたことが指摘されている。

Chapter III. Foreignness, Mesmerism and Madness:

Contemporary Discourses about Musicians in Wilde's Works

本章は、ヴィクトリア朝に存在した音楽にまつわる言説、即ちゼノフォビア、メスマリズム、狂気などがいかにワイルドなどの作品に反映されているかを論じている。例えば、音楽とメスマリズムをめぐる言説が『ドリアン・グレイの肖像』のドリアンとヘンリー卿によって体现されている。ドリアンが受容的にえがかれているのに対してヘンリー卿はメスマリストのようにえがかれていること、ヘンリー卿のドリアンへの影響が一貫して音楽的比喻を通してえがかれていること、そしてドリアンとヘンリーの同性愛的関係が音楽を通して示唆されていることなどがテキストの精緻な読みによって論証されている。

『サロメ』ではヒロインが音楽によって狂気に至ることを指摘し、音楽

と狂気との結びつきが、ウォルター・ペイター、アーサー・シモンズ、スタンリー・マコーワの諸作品によっても例証されるように、世紀末文学の顕著な特徴の一つであることを指摘している。

Chapter IV. The Image of Musicians in Wilde's Works c. 1890: Musical Males and Unmusical Females?

一八九〇年前後に出版されたワイルドの作品、例えば『ドリアン・グレイの肖像』『芸術家としての批評家』『真面目が大切』における音楽家的な登場人物を当時のジェンダー・イデオロギーの観点から考察している。ドリアン、ヘンリー、アランといった男性の登場人物が音楽愛好家や演奏家などの音楽的人物であるのに対して、一般に女性の登場人物は音楽にかんして無知あるいは未熟である。このことは彼の作品では「男性は音楽などすべきではない」「女性は家庭内音楽の担い手である」といった、当時のイデオロギーが覆されていることを意味している。また男性の登場人物が音楽好きであることは、彼らの同性愛的関係を示唆している。

以上のように、本章における議論は、ワイルドの音楽家的な人物をジェンダー・イデオロギーの観点から読むことの重要性をしめしている。

Chapter V. "The art which is most nigh to tears and memory":

An Examination of Musical Representations in Wilde's Poetry

ワイルドの詩とその音楽的表象について詳細に検証している。ワイルドがいかに詩作において音を重視していたかを検証し、彼の音楽的表象の変遷をたどり、最後に出版された『レディング監獄の唄』の音楽的表象について総括している。詩人としてのワイルドの考察は、彼の芸術作品が「音楽の状態」に憧れていたことを端的にしめしている。

Conclusion: Oscar Wilde, the "Musical" Writer

ワイルドは文化的現象としても理想的な芸術の形式としても音楽に強

い関心をもち、イギリス世紀末文学の代表的作家として音楽的表現を追求した。彼はメスマリズムといった当時の言説に惹かれつつも、当時の支配的なジェンダー・イデオロギーを転覆させたが、このことは彼の性的傾向を反映している。

以上のように、「音楽」はワイルドの文学研究の新しい視座を開くとともに学際的研究の可能性を広めているのである。

論文審査の結果の要旨

審査員三名の合議による総合所見を以下に記す。

本論文は全体で一四〇ページに及び、力作と言つて差し支えない枚数である。英語論文としての書式は適切である。各章がいくつかの節(section)に分けられており、論点は明快で、読みやすい構成となっている。論文は英語で書かれているが、語彙、文章とも非常にレヴェルの高い、達意の英文で書かれている。とりわけこの点は高く評価できる。

本論文は、オスカー・ワイルドの作品における音楽の表象という従来ほとんど顧みられることがなかった問題をさまざまな観点から、多数の文献を渉猟することによって、詳細に、説得力をもって究明した意欲的かつ斬新な論文である。

十九世紀ロンドンにおけるヨーロッパの音楽、特にシヨパンやワーグナーらの音楽の受容を考察したうえで、ワイルドの小説・戯曲・詩作品における音楽の表象を様々な角度から分析した本研究は、独自性に富むとともに、全体の論理構成も申し分ない。

ワイルドのほぼすべての主要な作品だけでなく、ウォルター・ペーター、アーサー・シモンズ等の他の世紀末の作家をも研究対象としていることや、狭い意味での文学テクストだけでなく、当時の文化、特に音楽に関する言説をも視野にいたれた、スケールの広い研究であることも評

価できる。

ワイルドの伝記、作品の登場人物、文体の音楽性を検証するとともに、ワイルドのテクストを通して見えるヴィクトリア朝の音楽文化に焦点を当て、作品に新たな光をあてた点は高く評価できる。例えば、ワーグナーの音楽とメスマリズムの関連性を指摘し、『ドリアン・グレイの肖像』におけるドリアンとヘンリー卿の同性愛的関係を二人の「音楽的」関係から読み取り、新たな解釈の余地を見出している。ワイルドの音楽的人物を当時のジェンダー・イデオロギーとの観点から検討し、ワイルドの独自性を浮き彫りにしている点も特筆に値する。

ワイルドの作品だけでなく、トマス・ハーデイ、ハンス・クリスチャン・アンデルセン、ペイター、シモンズなどの同時代の他の作家やスタンリー・V・マコーワーという、昨今ではほぼ知られていない作家を取り上げている点、あるいは、あまり研究されることのないワイルドの詩の音楽的表象を論じた点も評価できる。

一方で、ワイルドのアフォーリズム等の引証がやや多く、そのために論旨が時として不明瞭になっていることは否定できない。また、あまりに多くの点に目配りしすぎるがゆえに、解釈がやや平面的で、深みにかける箇所があった。特に、家庭内音楽におけるピアノ演奏のジェンダー化からドリアンの同性愛を論じた箇所は、やはり論理の飛躍が否めず、より精緻な議論が望まれる。

ワイルド以外の世紀末の作家も研究対象ではあるが、他の作家の作品をもさらに論究し、ワイルドの個性や特異性を浮き彫りにすることが今後の課題と言えよう。

以上のような課題は残るものの、ワイルド文学における音楽の表象という等閑視されてきた問題を、多数の文献を用いて、高度な英語で究明した意義は大きく、論文の価値を損なうものではない。完成度の高い、

優れた博士論文である、というのが審査員の一致した評価である。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月十一日（土）10時30分から12時10分まで、末川記念会館第三会議室で行われた。審査員の質疑に対する応答は的確であり、十分な補足説明が行われた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科博士課程後期課程在学中における論文執筆や学会発表などのさまざまな研究活動、大学における英文学史や英語の授業担当、公開審査における質疑応答から、申請者が博士学位に相応しい学力を有することを確認した。

審査委員会は、以上の点を総合的に判断して、申請者に対して本学学位規程第十八条第一項にもとづき、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

中島 梓

『チエーザレ・パヴェーゼの文学と流刑体験』

書簡、証言、公文書、文学作品を用いた比較研究

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 上田 高弘

副査 檜 枝陽一郎

副査 澤 井 茂 夫

副査 竹 山 博 英

論文内容の要旨

本論文は、二〇世紀前半のイタリアを代表する作家チエーザレ・パヴェーゼ (Cesare Pavese, 1908 - 1950) が南イタリア、カラブリア州の寒村ブランカレオーネで体験した流刑について詳細な検証をおこない、その創作活動への影響を問い直すものである。一九三五年八月から翌三六年三月の七ヶ月にわたったその流刑（判決時の刑期は三年）は、当時は一般的であった反ファシズム活動の罪状によるものであったが、逮捕時の状況や流刑生活の実態に関するパヴェーゼ研究の論及は旧来、正確さを欠き、ひどい場合は臆断で書かれてさえた。この問題に解明と修正をもたらすために、本論文は、ファシズム期イタリアの公文書資料類を読み込み、さらにはカラブリア州での現地調査もおこなうなど、実証的な方法をその中核に据えた。

本文は序論、四章構成の本論、結論から成り、そこに公文書資料の豊富な画像を含む巻末資料が付される。

上掲の問題意識と方法論を語る序文に続く第一章は、「パヴェーゼの逮捕・流刑と「嘎れ声の女」と題し、その逮捕と流刑決定に至る経緯を検証する。この問題に関わって通常、注目されるのは、当時パヴェーゼが臨時で編集長を務めていた雑誌『文化Cultura』の思想的・人脈的背景であるか、さもなければ当時の恋人と目されるバツティステイーナ・ピッツアルド *Batistina Pizzardo* との関係、そしてそれゆえに嫌疑がかけられた「活動」への秘密裡の参画であるかの、いずれにせよその反ファシズム的側面である。とりわけダヴィデ・ラヨロ *Davide Lajolo* による評伝『不条理の悪癖 *Vizio assurdo*』等が後者に関わって流布してきた定説は、友人の共産党指導者アルティエーロ・スピネッリ *Altiero Spinelli* からピッツアルドに届く書簡をパヴェーゼがそれとは知らずに仲介し、この嫌疑によって逮捕された後も「恋人」を庇って黙秘し、それゆえ流刑に処された」と説明する。この恋愛関与説にはさらに、庇った「恋人」が流刑中に他の男性と結婚し、それを知ったパヴェーゼの失意が、ピッツアルドを主人公のモデルとする「嘎れ声の女 *La donna dalla voce rauca*」他の作品に影を落とすという、いかにも文学的な尾ひれがつくのだが、学位申請者は、パヴェーゼの死後にピッツアルドによって書かれた回想録『二度考えることなしに *Senza pensarci due volte*』中の恋人説否定の主張にも一定の信頼を置きつつ——同時に「嘎れ声の女」のモデルが彼女でない可能性をも説得力豊かに指摘している——、さらには裁判におけるパヴェーゼの陳述書を発見、解読することで件の書簡の発信者がスピネッリではなかった事実を明るみにだし（この詳細な論証は第三章）、これを全体の作業仮説とする立場を鮮明にした。

実際、この第一章で最終的に主張されるのは、逮捕の事由はもう一方

の『文化』誌の反ファシズム的活動だったとする説の支持ではなく、いずれも確かな事実に基づくのではない二つの説が提起され、研究者の支持を二分していた研究状況との、決別の意思である。

本論文を貫く方針がこうして具体的に示されたうえで、考察の焦点は、確たる証拠も無いままであったためパヴェーゼにとっても解せぬものだった判決後に移ってゆくが、つまりは以後の論述は、流刑それ自体は三つの様態——どう語られ、どう記録され、どう描き出されたのか——に切り分けて論じる必要がある、との立場に拠って進められる。

第二章はその「語られた流刑」の検証に充てられた。流刑地で書かれた書簡や詩の中でパヴェーゼ自身が自らの体験を語るのを読むかぎり、彼はその地で孤独に耐え、健康状態の悪化に苦しみ、音信を欠く「恋人」のつれなさを詠嘆している。これを鵜呑みにしてきた旧来の研究に変化を兆すのは、ジョヴァンニ・カルテーリ *Giovanni Carteri* がその流刑生活に関連してブランカレオーネ村民に対しておこなった聞き取り調査結果の公刊（一九九二）であり、それによれば、当地でこの流刑囚は多くの友人をつくって対話を楽しみ、また知識人として尊敬されてもいた。この先行研究から二十余年を経て学位申請者がおこなった現地調査は、パヴェーゼの流刑時代を現に知る者がすでにこの世に無いこともあってその生活実態に関わって劇的な新知見をもたらしたことは無かったが、彼と同期、同地に流刑されていた複数人物——そもそもパヴェーゼ自身の「証言」によれば周囲に他の流刑者はいなかった——について村役場に残る結婚証明書によって小発見をなし、あるいはカルテーリの記述にも強引な臆断が含まれる可能性の論拠をいくつか導き出すなど、少なからぬ実証的成果をもたらした。

本人証言が信頼に値せず、流刑地にも今や証拠が乏しいとなれば、参照すべきは公文書資料類、なかでも現在でも公開が制限されている受刑

者に関する資料類である。そこで第三章は「記録された流刑」と題し、主にローマ国立中央公文書館 *Archivio centrale dello Stato di Roma* に保管されるパヴェーゼ関連資料——とはいえ受刑者ごとに整理されているわけでもない——を渉猟し、当初三年だった刑期のその七ヶ月目に恩赦を得てトリノに帰郷するまでの本人ならびに関係者の言動を時系列にそって再構成する、地道な検証に充てられた。それによって、パヴェーゼが（時にファシストの知人の名を挙げさえしながら）反ファシズムの意図をそもそも持ち合わせないとして恩赦を執拗に嘆願し、またブランカレオーネ在住の医師らもその恩赦実現を後押しすべく当局に働きかけていた、…等の新事実が判明した。パヴェーゼ研究書には必ず載る同地到着や恩赦決定の日付の誤りもまた法的資料によって明らかにされた。

「描き出された流刑」と題する第四章は、事実に関わるここまでの検証を踏まえたうえで、恩赦を得たパヴェーゼが帰郷後に手がけた、その名も「流刑地 *Terra desilio*」と題された短編と、「牢獄 *Il carcere*」という長編——本邦では『流刑』の邦題で刊行（岩波書店版、河島英昭訳）されているがそれが不当な配慮である理由も明示される——の、二編の作品分析に進む。前者の短編は、その名が明かされることのない一人称の語り手（主人公）が技師として南イタリアを訪れ、妻の裏切りに遭って苦悩する一人の流刑囚と出会う設定となっているが、本論文の論旨に沿えば、それが例の「恋人」ピッツアルドと自身の関係をいくぶん反映しつつも大いに脚色のなつたものであることが重要である。こうして主人公の眼差しと語りの対象であった流刑囚は他方、後者の長編では主人公の地位を得て、さまざまな登場人物との深まる交流のなかでこそ逆に孤独感を深めるが、ここでパヴェーゼの関心が作中の特定人物ではなく人物間の「関係性」の描写へと移行している点が、文学的にはより重要な変化であるとされる。

結論では、ここまで複数の視点で論じてきた内容を総合するかたちでパヴェーゼにとつての流刑を捉え直したうえで、さらには、のちに手がけられる作品に登場する多くの女性像に、あるいはパヴェーゼといえはすぐ思い浮かぶ〈丘〉の描写と対照的に時折にしか登場しない〈海〉の描写に、さらには現代を舞台としながらも神話的な世界観を内包する、晩年まで貫かれるスタイルに、と実にさまざまに、流刑中のあり余る時間を費やしてギリシア語で読んだ古典文学の影響が看取される件が粗描される。流刑が作家パヴェーゼの文学活動にとつてすぐれて「原初的」な体験であった、との主張が考察の最後に述べられるゆえんである。

論文審査の結果の要旨

審査委員四名の合議に基づく審査結果は、以下の通りである。

本論文は、パヴェーゼ研究に新たな視点と成果をもたらした。学位申請者によつて選ばれた、公文書資料解読をその中核に据える方法は、近現代文学研究にあつては比較的傍流に位置づけられようが、臆断さえを交えて定説化していたパヴェーゼ像はこのたび、たしかにいくつかの重要な修正を余儀なくされることとなった。

いま、そうして得られた新知見を整理するなら、——
 (1) パヴェーゼ自身が現にその政治的意識を抱きながら関わっていた、とするにせよ、「恋人」を庇うために嫌疑をあえて引き受けた、とするにせよ、逮捕と流刑の事由となつた反ファシズム活動への彼の関与は資料類からは確認できず、代わつて確認されたのは、実は流刑先の住民との豊かな交流によつて彩られてもいた流刑生活の最中にも、反ファシズム活動への非関与の訴えがさまざまに試みられていた、その意味では比較的早い段階での恩赦にもたしかに奏功したのかもしれないぬ公文書類の数々であった。

——という点にまずは凝縮されよう。

このうち流刑先住民との交流の件だけは現地に取材した先行研究によって一定、解明されていたものの、ローマ国立中央公文書館におけるファシズム期諸資料、なかならずく受刑者に関わる資料の渉獵と解読はイタリア人研究者によってもなされてきてはならず、それによる新発見の数々は学位請求者の着眼と努力の賜物というほかはない。

また、この事実に関わる検証は作品解釈にも有意な提起をもたらしており、それは、——

(2) ファシズム／反ファシズムの論点とも関連して語られてきた、パヴェーゼと「恋人」ピッツアルドの關係は、比較的親密だった時期があったにもせよ「裏切り」が指摘されるような水準にあったことはどうやらなく、したがってその關係の破綻がいわば私小説的に反映していると目されてきた「噎れ声の女」や「流刑地」といった諸作品も当然、その点で解釈の更新が求められる。

——という主張へと整理されよう。

かくして実際、学位請求者自身がこの作品解釈の更新を試みているが、本論文に関わる問題点のいくつかもまた、この試みにまつわって指摘されることとなった。

論旨構成上の、あるいは注意不足に由来する、いくつかの細かな瑕疵等は措き、いまその解釈に関わって比較的重大と思しき問題点を指摘するならば、第四章で取り上げられた長編「牢獄」の、主人公とされる流刑囚への視点集中を薄めながら試みられる複数人物の描写に適用された、かの「関係性」の語は、体のよいテクニカルチームのように機能させられ、類出することになってはいるが、文学作品の分析に本来的に伴う記述の労をいたずらに軽減するところ無しとしない。

あるいは、流刑が作家にとって「原初的」な体験となったという結論

末尾の主張もまた、作家パヴェーゼの全体像を構成する流刑以外のさまざまな要素にも、ひよっとすると目を塞がせかねない。(現にパヴェーゼには、二〇世紀前半のイタリアを代表するアメリカ文学翻訳・紹介者の顔もあって、それが作家としての彼に濃厚な影響をおよぼしていたはずである。)

以上のような問題点を指摘しうるとしても、パヴェーゼ自身や周辺人物の言葉に無批判に依拠してその流刑を捉え、そうして定説となった視点からまた作家と作品を照射し、解釈を堅固なものとしてきた、その限りでおおいに循環的ですからあった——こうした事態は彼とその流刑に固有の問題でもあるまいが——、そんな研究情況に本論文が楔を打ち込んだ点には、疑いを容れない。

多数の証拠資料をもってパヴェーゼ研究にいわば再審請求をなした、本論文の学術的貢献の大なることを、審査委員四名はここに一致して認めるものである。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年六月二十七日(金) 16時20分から18時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。

審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学術誌での論文発表などの様々な研究活動、そして公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、本論文におけるイタリア語文献および資料の処理などから十分な外国語能力を備えていることも確認し、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる試験の全部を免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断するものである。

米島 万有子

『蚊媒介性感染症のリスクに関する地理学的研究』

——日本における感染症の流行リスクと対策に伴う把握——

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年三月三十一日

審査委員

主査 矢野 桂 司

副査 吉越 昭 久

副査 生田 真 人

副査 中谷 友 樹

論文内容の要旨

本博士申請論文は、地理学的な視点と方法に基づき、日本における蚊媒介性感染症のリスクを論じるものである。感染症の流行をもたらす媒介蚊の生息、人間と媒介蚊の接触は、地理的空間に制約される現象とみなしうる。したがって、媒介蚊、人間、その両者を取り巻く環境との空間的関わりを理解することによって、蚊媒介性感染症の総合的なリスク把握が可能になる。このような問題意識に基づき、①媒介蚊の生息分布、②人間と媒介蚊との接触機会、③媒介蚊と感染症の認知と対策、の三点を説明すべき実証研究の課題に設定し、蚊媒介性感染症流行の危険性をもつ地理的条件を明らかにした。それとともに、蚊媒介性感染症の対策上で、景観や環境の保全と健康の保護との間に対立関係が生じる可能性、および感染症の原因と認識された環境およびそれに付随する価値の損失

一〇八

という、感染症対策に伴うリスクが存在することを明らかにした。本論文は、以下の六つの章から構成されている。

- 第一章 序論
- 第二章 土地利用構成にみる媒介蚊の生息分布域
- 第三章 住民の意識調査にみる人間と媒介蚊との接触機会
- 第四章 蚊媒介性感染症および媒介蚊に対する認知と対策
- 第五章 蚊媒介性感染症のリスクに関する地理学的考察
- 第六章 結論

第一章の序論では、本論文の目的と、媒介蚊と感染症に関する国内外の研究動向をまとめ、本論文の章節構成に言及している。古典的な疾病生態学のアプローチから、一九九〇年代以降のGISやリモートセンシングの発達を受けての統計分析的な手法を取り入れた空間疫学的研究での媒介蚊と感染症に関する研究を網羅的にレビューしている。さらに、居住環境の地理学的分析や、医療地理学と社会地理学的な関連についても幅広く研究史に言及している。

第二章の媒介蚊の生息分布に関する実証研究では、富山市南部および滋賀県琵琶湖東沿岸地域を対象とし、感染症媒介蚊であるコガタアカイエカならびにシナハマダラカ群の捕集調査データに基づいて、媒介蚊の生息分布を土地利用の構成によって予測した。日本脳炎を媒介するコガタアカイエカの個体数は、主に水田から構成される農村景観によって規定されることが示唆された。シナハマダラカ群の個体数については、湖沼にヨシといった植物が生育する湿地景観で高くなるなどの結果が得られた。先行研究においても、媒介蚊の個体数を説明する主要な指標として土地利用や土地被覆が用いられ、媒介蚊の生息との関係性も確認されてきたことを踏まえれば、土地利用は媒介蚊の生息分布を規定する地理的

要因と考えられる。しかし、媒介蚊の個体数の規定要因として、媒介蚊の吸血源となる家畜をはじめとする動物や人口の分布、定レベルのミクロな気候条件などによる影響も考えられ、これらを検討することを今後の課題とした。

加えて、滋賀県琵琶湖東沿岸地域に関しては、構築されたPLS回帰モデルを用いて、コガタアカイエカおよびシナハマダラカ群の生息分布の推定を試みた。媒介蚊の生息分布域の地理的な分布について考察したところ、コガタアカイエカは、水田が面的に広がる平野部に生息密度が高く、コガタアカイエカの大型動物への吸血嗜好を考えれば、家畜舎の分布や位置関係によって、より生息密度が高くなることが推察された。他方、シナハマダラカは生息密度の高い場所がスポット状に現れ、ヨシといった植物が自生する水域では、比較的シナハマダラカ群の生息密度が高まる傾向がみられた。

本研究では、衛星画像のデータならびに現地調査による土地利用データをを用いたが、土地利用に使用する資料が異なっただとしても、媒介蚊の捕集個体数は、蚊の生態に関連するトラップ周囲の景観と関係していることを明らかにすることができた。同時に、得られたモデルによって媒介蚊の生息分布域は推定可能であることが示された。

続く第三章では、人間と蚊との接触機会に着目し、蚊媒介性感染症の感染リスクならびに居住環境の評価に関する実証研究では、京都市域の住宅地においてどれほど吸血飛来する媒介蚊が生息しているのかを把握し、その個体数と住宅周囲の環境との関係性を分析した。媒介蚊の捕集個体数の規定要因分析の結果では、ある程度の建物密度をもち、緑被面積が大きく、発生源となる雨水ますを設置する合流式下水道の範囲に住宅が位置すれば、アカイエカ群の個体数は増加することが示唆された。第二章の結果と同様に都市環境下においても、発生、潜伏といった蚊の

生態に関わる環境によって蚊の個体数を説明することができた。

そして、捕集調査を行った住宅定点の住民に対して、蚊による吸血被害の実態調査を行い、吸血頻度を捕集個体数や家屋特性、個人属性から説明しうるのかを分析した。その結果、吸血被害の頻度は、エアコンの使用による住宅の気密性、吸血飛来する蚊の捕集個体数と、性別や年齢といった個人差によって説明できた。

さらに、京都市の主要な水域である鴨川・琵琶湖疏水の周辺地域の一、〇〇〇世帯を対象に行った調査によって、蚊の吸血被害および蚊の出現頻度を考慮した蚊との接触機会を、多様な家屋形態を含む居住環境に着目して分析した。そこで得られた結果では、自宅における蚊の出現頻度は、家屋の特性である家屋形態や、鴨川・琵琶湖疏水からの距離、蚊の発生源となる場所・容器の有無、日当たりの悪さといった自宅周囲の状況と強く関連していることが示された。また吸血被害の頻度は、蚊の出現頻度の多さと強く関係するとともに、家屋形態や自宅の周囲に蚊の発生源があることによって多くなることが明らかになった。さらに、エアコンの使用との関係性が認められ、加えて、年齢階級についても有意な関係性が認められた。

そして、第四章の媒介蚊と感染症に対する認知と対策に関する実証研究では、第二次世界大戦後にマラリアの流行を防止した彦根市ならびに、二〇一〇年に蚊の発生源として疑われた世界文化遺産の二条城の堀に着目し、蚊媒介性感染症および媒介蚊に対する認知と対策について検討してきた。彦根市のマラリアに関しては、資料や文献を用いてマラリア対策について整理した。彦根市は彦根城の濠を媒介蚊の発生源とみなし、濠の一部を埋め立てたことが、衛生面での著しい功績として語られてきた。しかし、埋め立てた場所と当時の蚊の発生分布およびマラリア患者の分布を重ねることにより、埋め立てた場所とマラリアの発生地とは完

全に一致していなかったことを指摘した。また、濠の埋め立てをめぐる住民と行政が対立した経緯を明らかにした。この事例から、人間の健康と歴史的景観の保全が対立したことを考えれば、人間の健康と歴史的景観との共存を考える都市計画上の調整・措置が、健康的な生活の質の向上と景観保全の両面において考慮すべき事項となることを指摘した。

京都市の二条城の堀と蚊の発生問題については、二条城の堀の蚊の発生問題に関わった、京都市衛生環境研究所、二条城の管理事務所、京都新聞社の担当記者に対しては、聞き取り調査によって、蚊の発生問題が生じた経緯、二条城の堀に関する見解および対策課題を整理した。京都市は、蚊の発生調査の結果に基づき、二条城の堀を発生源ではないと結論付けていることがわかった。しかし、蚊の発生対策は用意されていないこと、文化財保護法による障害や経済・人力不足の面から対策を立案、実行できない実態が明らかになった。その一方で、二条城北側の地域住民に対して、蚊による吸血被害の実態や堀に対する景観上の価値評価を明らかにすべく、アンケート調査を実施した。その結果、二条城北側の地域住民の多くが蚊による被害に悩まされている実態を確認した。そして、高頻度で蚊による被害を受けるほど二条城の堀を蚊の発生源としてみなしている傾向も確認された。

そして、蚊媒介性感染症のリスクには、感染症が流行する危険性を指す感染症の流行リスクと、感染症の対策において感染症の原因とみなされた環境とそれに付随する価値を損失する危険性を指す感染症対策に伴うリスクの二つが存在することを指摘した。今後の文化財や景観、環境の保全の在り方を考える上でも、歴史的、文化的な価値のある景観や環境とそこに住まう人々の生活環境を地域のまとまりの一つとして考え、住民、専門家、行政の協同によって法律の柔軟な運用を求めることも必要だと考えられる。そして、蚊をはじめとする害虫あるいは悪臭の発生

などの公衆衛生問題による景観や環境改善の取り組みの成果と課題のさらなる検討が求められる。

考察にあたる第五章では、第二―四章の三つの実証研究を踏まえ、①媒介蚊の生息分布、②人間と媒介蚊との接触機会、③媒介蚊と感染症に対する認知と対策、の三つの視点から、蚊媒介性感染症のリスクはどのように把握されるのか、そして、地理学の立場から蚊媒介性感染症のリスクを考える意義を明らかにした。また、今後の課題として、実際に感染症が流行した場合に、推定した感染症流行のリスクが顕在化するかの検証や、病原体の存在を組み込んだ蚊媒介性感染症のリスクの議論の必要性を指摘した。

第六章の結論では、本研究の意義として、媒介蚊の生息分布、人間と蚊との接触機会、媒介蚊と感染症に対する認知と対策といった論点を空間的に融合して捉える新たな視点を提示した。特に、本研究は、疾病の流行を生態学的に捉える古典的概念と、新たな地理情報技術を用いた空間疫学的手法を取り入れたことによって、蚊媒介性感染症流行の危険性をもつ地理的条件を明らかにできることを示し、それとともに、資料調査やアンケート調査、聞き取り調査によって蚊媒介性感染症の対策上で、景観や環境の保全と健康の保護との間に対立関係が生じる可能性と、感染症の原因と認識された環境およびそれに付随する価値を損失する危険性を指す感染症対策に伴うリスクが存在することを指摘した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本をフィールドとした蚊媒介性感染症に関する医学地理学研究である。同種の感染症を対象とした医学地理学研究は、疾病生態学の名を冠して一九六〇年代から展開されてきたが、いわゆる疫学的転換と呼ばれる感染症から慢性疾患へと公衆衛生上の課題が移行した先進

諸国社会においては、近年の研究蓄積が極めて乏しい領域である。また、本研究は、近年の空間疫学の興隆を背景とした潜在的な流行発生危険性の評価研究（疫学的な流行発生リスクの研究）と、健康地理学と呼ばれる社会文化地理学を意識した流行発生の想定から生じる社会的価値の高い景観の損失危険性をめぐる研究（空間管理上の社会的リスクの研究）から構成されており、極めてユニークな研究と言える。

第一章で、研究目的を明確化した上で、国内外の媒介蚊と感染症に関する膨大な研究動向を整理し、続く三つの章で詳細な実証研究を行っている。まず、感染症を媒介する蚊の行動環境と行動特性を日本の二地点（富山県と滋賀県）において実証し（第二章）、そして、京都市を対象として、蚊の分布状況と人間の主観的な蚊との接触機会についての検討を行った（第三章）。さらに、彦根市と京都市において蚊が媒介する感染症に関する可能性と環境の価値について検討し、感染症のリスクに関する地理学的な考察を行った（第四章）。

申請者は、蚊の補足などの自然科学的な検討を適切に行う能力があり、補足した蚊を統計的に分析し、環境の質と蚊の存在についても適切に考察している。この論文は、蚊の生息域と環境との関係を統計的に推定しようとするだけでなく、蚊と関連する環境上の諸問題に対しても考察するという広がりを持っている。

この論文は、次の二点において特に優れている。第一は、研究対象の特性を踏まえつつ、計量的に検討している点である。この論文の数量的把握の技術と因果関係をモデル化し、数値化して考えようとする論理性は高く評価できる。調査・分析上の方法論についてみると、GISやリモートセンシングを利用した空間分析や、蚊の捕集のためのフィールド調査、質問紙を利用する社会調査資料の計量的分析、さらには聞き取りに基づく質的な調査など、極めて多様なアプローチを課題に応じて使い

分けている。これらの近年の学術的背景を的確にふまえた多角的な実証的研究によって、本研究は古典的な医学地理学研究とは一線を画す成果を示すことに成功している。

第二は、リスク認知と価値について総合的に検討した点である。リスクに関する諸問題の中には環境上の価値の毀損につながる課題も含まれる。申請者は、リスクに関する諸課題とさまざまな社会的価値に関する諸問題を統合的に検討しようとした。その考察には今後も深めるべき課題はあるが、論文中でリスク管理に加えて、環境やあるいは景観などの人文地理学的な価値に関して具体的に検討し、重要性を指摘したことは、高く評価できる。人文地理学は、これまで社会的価値に関する考察は充分ではなかったが、政策論への関心の拡大などによって、研究動向は少しずつ変化している。この論文は政策論的議論を展開する際の基礎になる社会的価値の課題の一部を実証的に検討した点も評価される。

また、二〇一四年一月になって、日本へのドイツ人旅行者が帰国後デング熱を発症し、日本国内においてデング熱が密かに定着している可能性が指摘されるなど、短期的な将来において日本での蚊媒介性感染症の（再）流行が懸念される状況下において、関連する課題を予想しつつ議論を展開している点は、社会的にも意義深い。

第二章と第三章の内容は、すでに学会誌などに掲載された成果に基づいており、完成度の高いものとなっている。しかし、全体を通して指摘されるべきいくつかの課題が残されている。

第一に、文章表現上、説明がこなれていない、あるいは、説明が十分な箇所が第一章と第六章を中心に散見される。とくに、排除と隔離などの表現は、ほとんど同じ形式での文章の繰り返しが多く、繰り返しによって議論が深まっていると感じとれないのは残念である。

第二に、キーワードである「リスク」という単語の定義や用法が不十

分に思われる点がある。いわゆるリスクは、近年の社会科学領域における大きなキーワードであり（ベックのリスク社会論とか）、また技術的にも、リスクとハザードの定義・計測法については地理学と関連なく広く議論されてきた。しかし、この研究でのリスクは潜在的な危険性を広く対象としたものであり、必ずしも定義が明確でない。たとえば、感染症の流行発生に関するリスク認知とは、発生する可能性と発生した際の被害の大きさの想定との二つの側面を合わせて議論することが多いが、ここではそうした区別がみられない。地理学におけるリスク論は大きな課題ではあるが、技術的な操作上の意図を明確にする上でも、「リスク」という単語に関する今後の精緻化された議論が求められる。

第三に、関連する研究領域が広いがために、文献の整理には苦労がみとれるが、関連する研究を十分に吸収できていないと思われる面も見られる。学史的にみれば、医学地理学と疾病生態学の創始者であるジャック・メイへの言及がないが、これは引用されているレビュー論文などで参照しているという理解だろうか。また、日本での地理学的研究により広く目を向けて、批判的な議論を展開できれば、より議論が深まった可能性もあるのではないだろうか。例えば、環境評価に関連した議論のみならず、災害リスクと景観保全の問題などはこの研究はどのように関連し、異なるのかを議論できるようにも思える。すなわち、これまでの地理学研究の蓄積にどのような新しい貢献をなしたのかを議論する部分が不十分に感じられる箇所がある。この点も今後の整理を期待したい。

以上、将来に向けての課題もいくつか指摘されるものの、膨大な文献レビューと綿密な実証研究とに基づいてなされた極めてレベルの高い論文であることは疑いない。また導かれた結論のオリジナリティも非常に高く、この分野における学術的水準を十分に備えているとみなされる。

よって本論文は、博士学位の授与に十分に値するものと判断される。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月二十二日（水）14時から16時15分まで、立命館大学歴史都市防災研究所の地階カンファレンスホールにて行われた。

上記の審査委員会の見解に基づいて審議した結果、提出された本論文は博士学位の授与にふさわしい十分な独創性と体系性を備えており、かつ学術的にも非常に高い価値を持つものと結論するに至った。また、本論文の内容については、これまで国内外の地理学や公衆衛生学に関する学会において多数の口頭発表がなされており、さらに第二章、第三章にあたる実証研究部分の成果についても、すでに主要学術雑誌に掲載され、学界での高い評価を受けている（日本衛生動物学会佐々賞を受賞）。加えて申請者は、共同研究にも積極的に加わることで日々成果を積み上げていくほか、隣接分野の研究者とも積極的に交流している。また、複数の学術論文に添えられた英文レジュメによっても、十分な外国語の能力を有していることを確認した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学位規程第十八条第一項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与するに適当と判断する。

出水孝典

『Lexicalization Typology and Event Structure
Templates: Toward Isomorphic Mapping
between Macro-event and Syntactic Structures
(語彙化の類型論と事象構造類型)』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇一四年二月二十八日

審査委員

主査 佐野まさき

副査 児玉徳美

副査 松本 曜

論文の内容の要旨

本学位申請論文(以下、「本論文」)は、Talmy によって提唱され、言語学者の間で広く知られている、衛星枠付け言語 (satellite-framed language; 英語・ドイツ語・中国語など) vs. 動詞枠付け言語 (verb-framed language; 日本語・フランス語など) という、移動動詞の語彙化に関する二分法的類型論を再考し、Levin と Rappaport Hovav が導入しこれまで精緻化されてきた語彙事象類型に基づきながら、代替案を提示しているものである。移動衛星枠付け言語では、移動を表すのに例えば「They danced to the park.」のように、(公園までの)移動の際の(踊るといふ)様態が動詞 dance によって表現され、移動そのものは、前置詞(句) to (the park) という「衛星」によって表現する(枠付ける)ことが可能である。(to the park of

なら「They danced.」や to でなく in を用いた「John danced in the park.」では移動を表さない。)これに対し動詞枠付け言語における移動表現は、「*彼らは公園に踊った」という(上の英語を直訳したような)言い方は、たとえ阿波踊りのような場合であっても極めて不自然であり、「彼らは公園に踊って行った」のように言わなければならず、移動そのものを「行く」のような移動専用の動詞で表現する(枠付ける)ということになる。

本論文の第一章では、研究の背景となる事柄を紹介し、論文全体の構成を予示している。初めに、Talmy の類型論は多くの言語学者に援用され、様々な知見をもたらしながらその有用性が確認されてきたのだが、近年 Beavers et al. などによって、その妥当性が疑問視されていることが指摘されている。具体的に言うところ、Beavers et al. は Talmy の用いる衛星という概念の見直しと、語彙の存在にすべてのパターンを動機づけることによる二分法の破棄を提唱している。それに関して、本論文では衛星という概念の見直しは受け入れつつも、二分法を完全には破棄せずそれを踏まえた代替案を提示することを予告している。

第二章は、Talmy が移動動詞の語彙化に関する類型論をこれまでのように展開してきたのかに関してその主張を丁寧に辿った上で、それが言語事実に反することを主張し、その代替案を提示している。初めに二一節で、移動動詞の語彙化に関して類型的考察が可能であることを広く言語学者に知らしめた Talmy (1985) の内容が紹介されている。続く二二節で、それを大幅に精緻化した Talmy (1991) の内容を、それをさらに改訂した Talmy (2000) を見ていくことで、概説している。これが今日 Talmy による移動動詞の類型化に関する二分法として広く知られている内容である。具体的には衛星枠付け言語 vs. 動詞枠付け言語という分類、図・地・経路・移動といった移動の中核的事象を構成する要素、様態の従属事象としての位置づけ、一つの節として言語化される事象全体

を指し示すマクロ事象という概念、動詞と衛星という統語的な区別などが、Talmy の主張を詳細に解説する形で導入されている。そして、それに基づく形で、次の①②の二点を指摘している。①衛星枠付け言語では、枠付け事象と呼ばれる移動の中核的事象が統語上は従属的な衛星（先の例で言えば、統語上はなくても *going to the park*）によって表され、意味的には従属要素である状態が統語上の主要部である動詞（先の例では、統語上はなくては文として成立しない *dance*）によって表されるため、意味と統語で主従関係の逆転した写像となっている。②これに対して、動詞枠付け言語では、意味的に移動の中核となる事象が、統語的にも中核である主要部の移動動詞（先の例では「行く」）によって表され、意味的に従属要素である状態は統語上も従属的な衛星（先の例では「踊って」というテ形従属節）によって表され、意味的な主従関係と統語的な主従関係が一致する同型的写像となっている。

これを踏まえたいうえで、第二章の二・三節では Kopecka と Beavers et al. による、上記の Talmy の主張に対する反論が検証されている。Kopecka によるフランス語の接辞すべてを衛星と見なす考え方に関しては、衛星が表す意味要素に関する Talmy の一般化を大きく逸脱し、類型論そのものを無意味にしかねないので採用しないと述べている。一方 Beavers et al. は、衛星を Talmy の言うような動詞と姉妹関係をなす要素だけでなく、動詞に付加される要素全般を含めたものとすべきであること、および二分法を破棄し表現に用いられる語彙の有無によってすべてが決まるとすべきであることを主張している。本論文では前者の主張を基本的に採用し、後者の主張は受け入れない。代わりに動詞枠付け的表現が言語普遍的な基本として存在するとする。実際、衛星枠付け言語であるはずの英語でも、“They went to the park (, dancing).” のような動詞枠付け的表現が可能である。そして、これまで衛星枠付け言語とさ

れてきた、英語のような一部の言語では、特別な仕組みによって衛星枠付け的表現が可能となると主張している。その特別な仕組みとは、第四章でくわしく見ることになる、事象の同一認定という仕組みである。このような見方は、「付加的衛星枠付け性」というように特徴づけることができる。Beavers et al. の挙げているデータが、実際には彼らの解釈とは異なることを指摘し、この付加的衛星枠付け性の考え方の正しさを主張したうえで、さらなる論拠として、ドイツ語の移動動詞のデータや、Talmy や Beavers et al. の主張で示唆されている動詞枠付け性と衛星枠付け性の一般性の違いなどを挙げている。

第三章は、Levin や Rappaport Hovav が用いている事象構造鋳型 (Event Structure Template) と呼ばれる語彙分解に基づく述語表示を導入している。三・一節では Vendler によって導入され、言語学者に広く知られている Activity, Accomplishment, Achievement, State という動詞のアスペクト分類を導入し、それを Smith が時間素性を用いてどう定式化しているのかを概観している。続く三・二節では生成意味論で導入された語彙分解とその問題点を提示している。三・三節では、生成意味論による語彙分解の問題点を克服するために Levin と Rappaport が導入した、動詞の構造的意味と語固有の意味という区別を紹介し、それが Pinker, Goldberg, Grimshaw らによる動詞の意味に関する他の理論にも共通して見られる区別であることを示している。三・四節では動詞の構造的意味と語固有の意味をそれぞれ表記するために案出された、基本述語と定項という概念を導入した上で、その組み合わせである事象構造鋳型によって Vendler のアスペクト分類を Levin と Rappaport らがどのように表したのか概観する。その後、鋳型の構造から自動的に出てくる、状態・結果の相補性、構造的参与者と定項参与者の区別、単純事象構造と複合事象構造の区別を見ていく。三・五節以下では、事象構造のアスペクトと

の乖離という問題を踏まえて、Levin と Rappaport Hovav が自らの理論に加えた改訂を紹介する。具体的には、三・六節で事象構造が必ずしも Vender によるアスペクト分類と一対一で対応していないことを示す証拠を挙げ、三・七節でアスペクトに対する代替案として彼女らが導入した尺度性という概念を見ていく。それによって様態は尺度のない複合的変化、結果は単一の尺度からなる変化として再定義されることを確認する。

第四章では、主に次の①から④を主張している。① 移動様態動詞において衛星となる前置詞句が有方向移動動詞と意味的に等価で結果を表す。② それらが事象の同一認定によって融合される。③ それが Talmy のいうマクロ事象内で中核的な枠付け事象の果たす役割と重なり合っている。④ これにより、衛星枠付け的表現における意味と統語の主従関係の不一致が解消される。

四・一節では関係文法で導入された非対格仮説を導入し、それによって事象構造鋳型をさらに別の観点から特徴付けできることを示している。四・二節では Levin の Rappaport Hovav が事象構造鋳型を導入する以前に移動動詞に関して提示した語彙的従属という仕組みを紹介し、それが事象構造鋳型の適格性条件に適合しないことを明らかにする。四・三節では Levin の Rappaport Hovav が事象の構造鋳型を導入した後、その適格性条件に合わない、着点句を伴った移動様態動詞の意味構造を説明するために導入した、事象の同一認定という仕組みを検討する。これは移動様態動詞の意味構造を、着点を表す前置詞句の意味構造と融合させるものだが、事象構造鋳型に基づく定義を行っておらず、また近年導入された尺度性に関する言及がないといった不十分な点があるので、本論文ではそれをさらに精緻化することを試みている。具体的には移動様態動詞が表す、複合的な尺度のない変化のひとつである位置変化に、着点句の表す尺度のある変化が尺度を付与することで、着点句を表す鋳型が移

動様態動詞の鋳型へと吸収されると考える。これによって、事象構造鋳型の適格性条件にも適うものとなるが、本論文ではそれをさらに、第二章で見てきた Talmy による衛星枠付け言語の写像に関する、主従関係の逆転を解消することへと応用する。具体的には、Talmy の言う枠付け事象がもつ構造化という役割が、実は事象の同一認定による尺度の付与という仕組みと同じ役割を果たしていることを明らかにする。

最後の第五章では、第二章で提示した付加的衛星枠付け性という見方を、衛星枠付け言語である英語の小説に見られる walk の実例が、動詞枠付け言語である日本語やフランス語と、衛星枠付け言語であるドイツ語や中国語にどのように翻訳されているかを見ることで例証している。具体的には、① 日本語やフランス語のような動詞枠付け言語では英語の walk によって表されている様態が省略され、動詞枠付け的な有方向移動動詞によって翻訳されている(すなわち “John walked to the park.” のような文が単に「ジョンは公園に行った」のように翻訳される)ことが多い。② ドイツ語や中国語のような衛星枠付け言語においてさえも、英語の walk によって表されている様態が省略され、動詞枠付け的な有方向移動動詞によって(すなわち日本語やフランス語と同じように)翻訳される例が散見される。①と②は、動詞枠付け言語と衛星枠付け言語との違いを越えて、動詞枠付けによる表現が基本的であることを強く示唆し、本論で主張されている「付加的衛星枠付け性」という見方が Talmy の「動詞枠付け言語 vs. 衛星枠付け言語」という単純な二分法よりも妥当であることを明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、人間は世界のさまざまな事象のどの部分をどのように切り取ってそれをどのように言葉で表すかという、いわば世界と言語とがいかに関係づけられるかという言語学の大問題に直接かわることに取り組んだ、野心的な論文である。具体的には、移動という、おそらく人間であれば言語の違いを越えてだれでも認識しうるであろう世の中の事象のどの部分が、言語のどの部分にどのように取り込まれるか、そしてそれには言語によってどのような違いがあるかという問題を扱ったものである。この問題がそもそも問題として存在しうることが明示的に示されたのが、本論文でも何回も引用されている Talmy (1985) の言語類型論に直結する論文であるが、この問題の前提となるのが、英語の動詞表現をアスペクト的に分類した Vendler (1957) である。本論文は、この六十年近い先人たちの代表的先行研究をしらみつぶしに検討し、取り入れべきは取り入れ、修正すべきは修正し、新しく提案すべきは提案する、網羅的にかつ切りこみの深い、研究レベルとして第一級のものである。具体的には、以下のとおりである。

まず内容面についてである。言語が、大きく衛星枠付け言語と動詞枠付け言語の二つに大別できるといふ、学会では半ば常識化している二項対立的な言語類型論の見方に対し、理論的かつ経験的実証的に明確に疑問を投げかけている。衛星枠付けと動詞枠付けという二項は対称的な同列のものではなく、その非対称性を本論文は強調する。すなわち、個々の言語が単純に衛星枠付け型と動詞枠付け型のどちらかに分類されるといふことはなく、普遍的に、すなわちあらゆる言語で、動詞枠付け型が基本であるという主張である。実際、衛星枠付け言語とされる英語のような言語でも動詞枠付け的表現は普通に存在する。(例えば “They entered

the park.”は移動の概念が go のような前置詞ではなく動詞の中に取り込まれた動詞枠付け表現である。)それに比べ衛星枠付け表現は、従来の意味での衛星枠付け言語では見られるが、従来の意味での動詞枠付け言語では普通の表現ではない。(日本語の「彼らは公園に「入った/*踊った」の対照を参照。)このことから本論文は、衛星枠付けの表現は、「事象の同一認定」という特別な仕組みによって、基本的な動詞枠付け表現に加えられたものであるとする。本論文ではこれを「付加的衛星枠付け性」としている。この、動詞枠付けと衛星枠付けとは同等ではなく、前者が普遍的な基本的な後者が単なる付加的なものであるという主張は、本論文の最大の特徴であり、極めて高く評価できることである。先行研究にもこのことを匂わせる言及がなかったわけではないが、あくまでも漠然とした示唆にとどまっていたものを、理論的な定式化をしかつ経験的実証的にもその正しさを主張した研究は、初めてのものと言ってよい。また、衛星枠付け的表現という、特定の(衛星枠付け)言語にしか見られない表現は、「事象の同一認定」といふ本論文で提案されている概念装置で可能になるのであるが、この装置は、衛星枠付け的表現における意味と統語の主従関係の不一致を解消するといふ、きわめて自然な動機づけを持つものと言え、本論文の独創性を単に独創的なもので終わらせない、真理の一端をついたものと高く評価できる。

次に論の進め方についてである。先行研究を順を追って検討し、それぞれを比較しながら問題の所在を探り当て、申請者独自の考え方を導き出す論の進め方は極めて精緻でかつ自然である。その論証の道すがら提示される豊富な用例や図や表は、本論文を読む者を納得させるのに十分なものである。

次に理論と事実との適切なバランスがある。第四章までだけでもすでに理論的考察が具体的な用例によって十分裏打ちされているが、最後の

第五章では、英語で書かれた小説が別の言語でどのように翻訳されているかという実例を見ることで、それが、動詞枠付け表現が普遍的中核的であることと、衛星枠付け表現が周辺の付加的なものであるという本論文の理論的主張の大きな経験的傍証となっている。

最後に、本論文は英語で書かれているが、その文章表現力は、三人の審査員すべてをうならせる、自然で高度なものである。上で述べた理論と事実のバランスと同様、主張内容と文章表現力とがいわば手と手を取り合うように高いレベルにあることは、本論文をあらゆる側面から学術的に高く評価するのを躊躇させないものとしている。

もちろん、あらゆる研究がそうであるように、本論文でも課題とすべき問題は残る。

まず、本論文では、移動、それに伴う様態、そして衛星という概念が重要なものになっているが、これらの概念がどのように捉えるべきものであるか、直観的な理解以上の具体的な定義は厳密にはなされていない。例えば「様態」の定義いかんによっては、動詞の中に様態が入っているともいえないとも言える場合が起こりえて、それによって問題の表現が衛星枠付け表現か動詞枠付け表現かが変わってしまう可能性がある。例えば日本語で「*太郎は公園に歩いた」は、英語の“Taro walked to the park.”とは対照的に、衛星枠付け的表現としては不自然であり、「太郎は公園に歩いて行った」のように動詞枠付け的表現が自然なものになる。しかし、「イチローが一塁に歩いた」では、フォアボールで一塁に行ったような場合は何の不自然さもなく、しかも実際は走って一塁に行った場合でも使うことができる。この場合、「一塁に歩く」を、従来の意味での動詞枠付け言語であるはずの日本語でも衛星枠付け的表現が許される例と見るか、それとも、この場合の「歩く」は様態の意味を含まず移動だけを示す動詞として使われていて、動詞枠付け的表現の(拡張)例と見る

かは、何をもって「様態」とするかといったことに関わってくる。しかしながら、「様態」(や「衛星」とは何かを厳密に定義した先行研究はなく、本論文にそれを求めるのは厳しすぎる要求であろう。

また、動詞枠付け的表現は普遍的基本的であり、衛星枠付け的表現は周辺の付加的であるということであるが、これが正しいとしても(そして正しいと説得させるのに十分な論証は行われているが)、なぜ英語のような特定の言語(従来の意味での「衛星枠付け言語」)だけが、本論文という「事象の同一認定」という特別な概念装置を有するのか、日本語など(の従来の意味での「動詞枠付け言語」)にその概念装置がないのはなぜか、という問題が残る。しかしこれは、究極的には、なぜ言語(英語と日本語)は違っているのか、という根本的な問題に直結し、本論文でその答を要求するのは、やはり厳しすぎるであろう。

また、別の観点からの問題として、言語の類型論的分類には、本論文で問題にした「動詞枠付け言語 vs. 衛星枠付け言語」という対立以外にも、例えば「対格言語 vs. 能格言語」という対立など、ほかの分類の仕方もあるが、そのような他の分類との関係はどうなっているかという指摘も審査員からなされた。しかしこれは、本論文が対象にしているテーマとは別に設定される問題と言え、本論文でしておくべき考察をしていないというものではない。

このような、将来の課題とも言えるべきことは残されているが、これは本論文の評価に影響を与えるものではまったくなく、本論文が学位授与に値するものであるという結論を揺るがすものではない。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は二〇一四年一月十日(金)16時30分から19時まで、末川記念会館第二会議室で行われた。申請者の出水孝典氏は、本論文で

の主張を説得的に説明し、審査委員会との質疑応答のすべてにおいて的確に応答した。本論文の内容はもとより、質疑応答の的確さや説得性、また同氏のこれまでの数々の学会発表や公刊論文などからも、博士学位に相応しい能力を有することが確認できた。また、英語で書かれた本論文や公刊済みの英文論文の英語表現能力、および本論文で引用されている、ドイツ語、中国語、フランス語で書かれた文献の豊富さから、外国語の能力も十分であることを確認した。したがって、本学学位規程第二十五条第一項により、これに関わる学力の確認を免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第十八条第二項に基づいて、「博士（文学立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。